



第4次 あいプラン
綾部市男女共同参画計画

あいでつながる あやべの新しい時代へ 共に歩もう

令和3（2021）年3月
綾部市

あいプラン

^{あい}「I(私)」^{あい}「EYE(目)」^{あい}「相」^{あい}「愛」…

—男女共同参画を私自身の問題として
しっかり見つめ、相互に愛情を持って
男女平等の社会を実現できるように—
「あい」にはこんな願いが込められています。

第4次綾部市男女共同参画計画(あいプラン) の策定にあたって



近年、人口減少と少子高齢化の急速な進展とともに、ライフスタイル・価値観の多様化、家族形態・就労環境の変化など、人々を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

このような中、すべての人がお互いを尊重し、責任を分かちあい、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、誰もが暮らしやすい持続可能な社会につながります。

本市では、平成18(2006)年度に施行した綾部市男女共同参画条例に基づき、平成22(2010)年度に策定した第3次綾部市男女共同参画計画(あいプラン)できざまな分野での男女共同参画に係る施策を行ってまいりました。

しかしながら、未だ政策・方針決定の場への女性の参画は十分とは言えず、地域社会における慣習やしきたりなど、性別による固定的役割分担意識は今なお根強く残っているのが現状です。

「第6次綾部市総合計画」に掲げる将来都市像“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部”の実現に向けて、第4次綾部市男女共同参画計画(あいプラン)では、すべての人が性別にかかわらず参画できる社会づくりを進めるため、諸施策を展開してまいります。本計画を実効性のあるものとするためには、市民の皆様をはじめ、事業所や関係団体と連携・協働で取り組むことが重要ですので、皆様のご理解、そして積極的な参画をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に審議していただきました綾部市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、意識調査等で貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和3(2021)年3月

綾部市長 山崎善也

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
3 綾部市における男女を取り巻く状況	6
4 計画の位置付け	11
5 10年後に目指すビジョン	12
6 計画の基本理念	13
7 計画の体系	14
第2章 計画の内容.....	17
基本目標Ⅰ 人権の尊重	18
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大とワーク・ライフ・バランスの推進	23
基本目標Ⅲ 安全・安心な地域社会づくり	33
第3章 計画の推進体制	43
1 計画を推進する体制の充実	44
2 計画の進行管理	45
参考資料.....	47
審議会への諮問答申	48
綾部市男女共同参画審議会委員名簿	50
男女共同参画のあゆみ	51
男女共同参画社会基本法	55
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	59
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	69
綾部市男女共同参画条例	77
綾部市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	80
用語解説一覧表.....	82

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11(1999)年に施行された「男女共同参画社会基本法¹」は、国と地方公共団体が共通の基本理念に基づき施策を行うことにより、男女共同参画社会²の形成を目指すことを規定しています。そのために、市町村は国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して計画を策定することとされています。

綾部市では、平成13(2001)年に綾部市男女共同参画計画「第2次あいプラン」を策定し、平成17(2005)年度には「綾部市男女共同参画条例」を制定しました。平成18(2006)年には、条例の施行とともに「第2次あいプラン」の見直しを行い、幅広い分野での男女共同参画を推進するための取組を進めてきました。その後、平成23(2011)年には、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン(第3次)」を勘案し、「第3次あいプラン」を策定しました。

「第3次あいプラン」では、「男女共同参画社会基本法」に基づく本市の男女共同参画基本計画であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律³(以下「DV⁴防止法」という。)」に基づく「綾部市配偶者暴力防止基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律⁵(以下「女性活躍推進法」という。)」に基づく「綾部市女性活躍推進計画」を計画内に位置付けて、取組を推進してきました。

「第3次あいプラン」の計画期間が令和2(2020)年度に終了することから、新たなプラン策定のために市民意識の変化や市内事業所の取組実態等を把握することを目的として、令和元(2019)年に「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」を実施しました。調

¹ **男女共同参画社会基本法** 平成11(1999)年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画を規定している。

² **男女共同参画社会** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいう。

³ **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律** 平成13(2001)年制定。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。複数回の改正で、暴力の種類や対象の拡大等のDVの実態を反映した実効性の高い施策や措置が充実・強化されている。

⁴ **DV** ドメスティック・バイオレンス。夫婦・パートナーや恋人など親密な間柄において起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離のこと。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛を与えることも含まれる。

⁵ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律** 平成27(2015)年制定。働くことを希望する女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられている。

査の結果によると、市民意識として固定的性別役割分担意識⁶は払拭されつつありますが、社会の各分野における男女の不平等感は根強いものがあります。

こうした現状を踏まえるとともに、「男女共同参画社会基本法」に規定された地方公共団体の責務並びに「綾部市男女共同参画条例」の基本理念に基づき、すべての人が社会の対等なパートナーとして、性別にかかわらず、多様な活動が選択できる社会の実現を目指し、綾部市の男女共同参画の推進に関する施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に取り組むを推進するため、「第4次あいプラン」を策定しました。

2 計画策定の背景

(1) 世界（国連）の動き

■平成 27 (2015) 年に国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)⁷」は、持続可能な開発のための諸目標を達成することを国際社会共通の目標として掲げられました。その 17 の目標の 5 番目に「ジェンダー⁸平等の実現」が設定されています。男女の格差を是正するだけでなく、全ての人が自らの能力を最大限発揮するための機会を享受できるようにすることが、持続可能な社会を築くための基盤であると認識されています。

■令和 2 (2020) 年現在、「北京行動綱領⁹」から 25 年、「2030 アジェンダ (SDGs)」から 5 年という節目の年を迎えて、国際合意事項の確実な履行が課題となっています。



⁶ **固定的性別役割分担意識** 男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする意識のことをいう。

⁷ **持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)** 平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成される。5 番目のゴールとして「ジェンダー平等の実現」が設定されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

⁸ **ジェンダー** 「性別」として社会的・文化的に形成された男女間の差異のこと。両性の単なる差異ではなく、生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) とは別に、それぞれの社会や文化によって作り上げられた、不平等な社会関係を含む。

⁹ **北京行動綱領** 平成 7 (1995) 年第 4 回世界女性会議で採択された北京行動綱領は 12 の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記している。

(2) 国の動き

■政府は、平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という目標を決定しましたが、目標年となる令和2(2020)年となり、その達成が困難であることから、「第5次男女共同参画基本計画」策定に当たっての基本的な考え方においては「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合が30%程度となることを目指す」と改められました。その背景として、特に政治や経済分野における女性参画で他の先進国と比べて大きく後れをとっており、男女の格差を測る国際的な指数である「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数¹⁰(The Global Gender Gap Index: GGGI)」の順位が低迷しているという実態があります。

(3) 綾部市の動き

- 平成24(2012)年には、綾部市男女共同参画審議会からの発案により、第1回綾部市男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクールを実施し、以後、毎年コンクールを実施して、男女共同参画への関心の向上に努めています。また、入賞作品を掲載したカレンダーを発行して、広く市民に周知しています。
- 平成25(2013)年度から女性相談員を配置して、相談体制を強化しました。
- 平成26(2014)年度には、小学生(低学年用・高学年用)、中学生用の男女共同参画啓発冊子、指導者用手引書を発行し、市内小中学校の児童生徒に配布してきました。平成29(2017)年には内容を見直し引き続き、小中学校での活用を促進しています。
- DV被害者への支援として、DVカードを配布することで相談窓口の周知を図るとともに、平成26(2014)年度には緊急一時保護の支援体制を強化しました。
- 平成30(2018)年には、増加する相談業務に対応し、相談者が安全に安心して相談できる環境を整備するために、あいセンター¹¹内に女性相談専用の相談室を設置しました。
- 令和元(2019)年度には、市民と市内事業所を対象に「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」を実施しました。また、「綾部市特定事業主行動計画(次世代育成支援・女性活躍推進統合版)¹²」を策定しました。

¹⁰ **グローバル・ジェンダー・ギャップ指数** 世界経済フォーラムが毎年公表する、世界各国における男女格差を測る指数。経済、政治、教育、健康の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。

¹¹ **あいセンター** 平成10(1998)年12月に、男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設として、「綾部市女性センター」として開設し、平成23(2011)年4月からは、女性も男性も、幅広い層の人が利用しやすい施設にするため、「綾部市男女共同参画センター」に名称を変更した。交流、研修、情報発信、相談等の事業を実施している。愛称「あいセンター」。

¹² **綾部市特定事業主行動計画(次世代育成支援・女性活躍推進統合版)** 「次世代育成支援対策推進法」(平成15(2003)年制定)及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27(2015)年制定)に基づき、綾部市職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採用比率等の状況を把握し、数値目標等を定めた計画。

(4) 10年間の成果と課題

- 綾部市男女共同参画審議会との共催による、小中学生向けの啓発冊子の発行や図画・ポスターコンクールの実施等で、子どもの頃からの男女共同参画・男女平等意識の醸成を図ることができました。
- 男性クッキングではレシピ集を発行するなど、工夫することで、講座への参加が家庭での実践につながる取組となりました。
- 市内企業の後援を受けて開催したあいアカデミー特別講座「働く女性の活躍応援セミナー」では、働く女性に向けた研修とともに、企業の管理職・人事担当者を対象にした実践的講座を行うことで、女性活躍推進につながる取組を行うことができました。
- 第3次あいプランに定める審議会等の委員の女性割合は、30%を超えていますが、目標値である40%には到達しませんでした。
- 市職員における女性管理職の割合は、第3次あいプランで設定した20%以上を平成29(2017)年度に達成し、以降も20%以上を維持しています。
- 令和元年度に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」において、男女の地位の平等感を問う設問で、平等と答えた人は、社会全体では4%から20.5%、家庭生活では、13%から30.9%、社会の慣習やしきたり等では4%から10%とすべての項目で増加しています。これは、法や制度が整備されたことと同時に、啓発の成果が表れたものと考えられますが、未だに不平等感を抱える割合は高く、引き続き、意識啓発を行う必要があります。
- また、「この10年間の男女共同参画の変化」の設問では、「DV等女性に対する暴力をなくすための取組」や「男性の子育て、介護への参加」について「進んでいない」「どちらかと言えば進んでいない」との回答が5割を超えるなど課題を残しており、継続して取り組む必要があります。



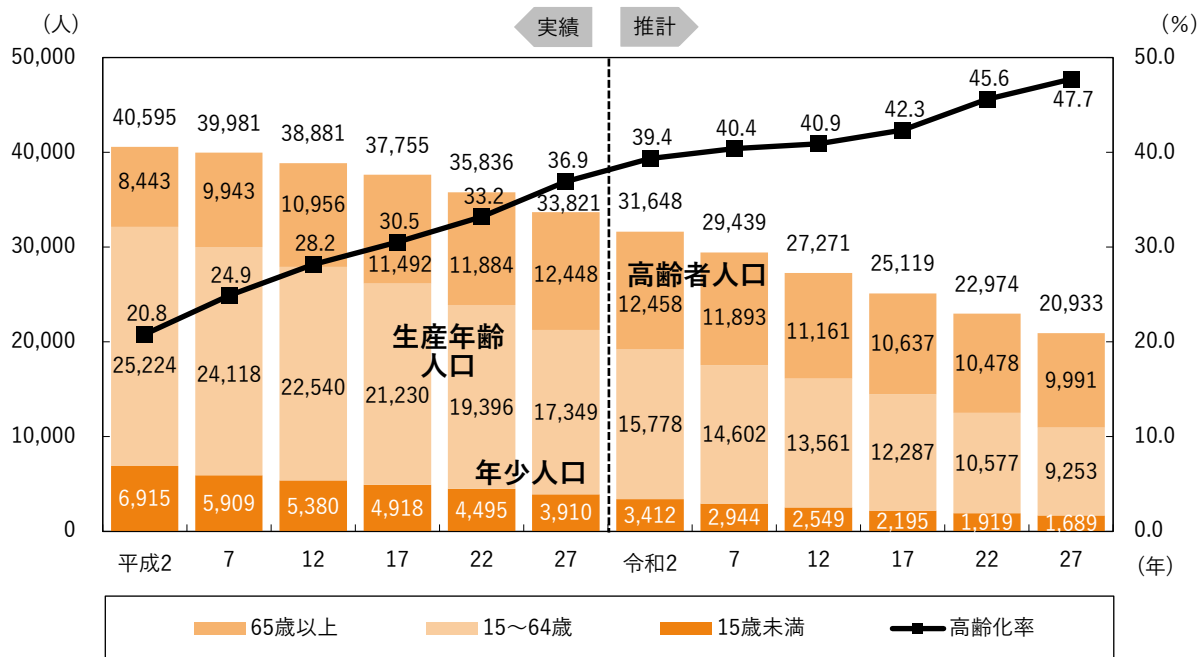
あいアカデミー基礎講座

3 綾部市における男女を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の動向

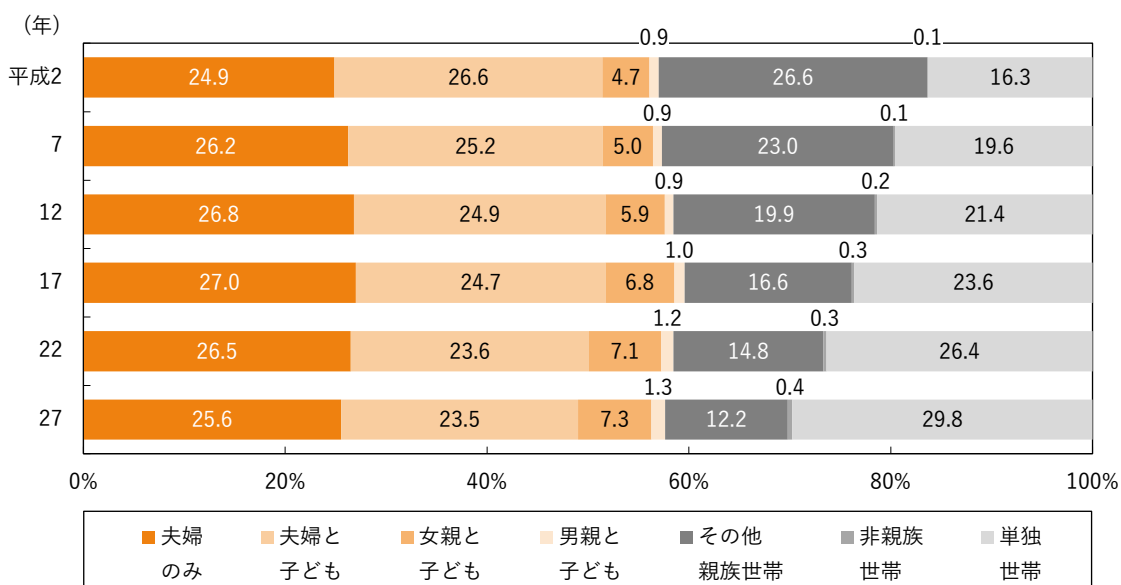
■本市では、今後、人口減少と高齢化が急速に進むと推計されています。世帯構成では、三世代を含むその他親族世帯が大幅に減少し、単独世帯が最も多くなっています。

▽高齢化率と年齢3区分別人口の推移（推計含む）【綾部市】



(注) 人口総数には年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の計と総数は一致しない。
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

▽世帯類型別 構成比の推移【綾部市】

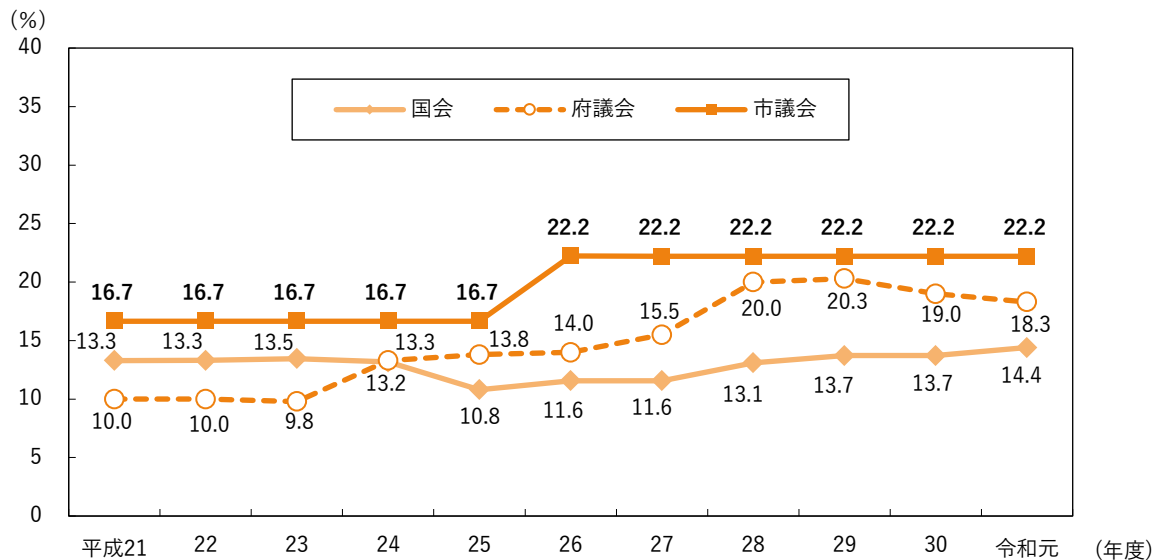


資料：総務省「国勢調査」

(2) 女性の社会参画

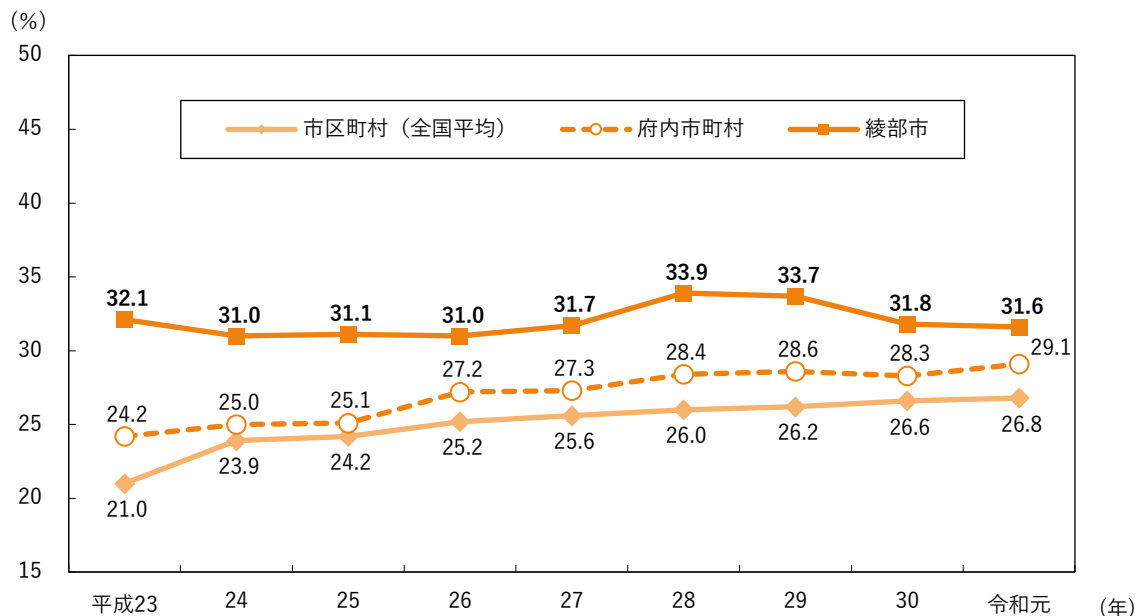
■本市の市議会議員における女性割合は、20%強を維持しており、国や京都府よりも高くなっています。審議会等の委員の女性割合は、30%を超えており、国や京都府よりも高いですが、第3次あいプランで設定した目標値の40%には到達していません。

▽女性議員割合の推移【全国・京都府・綾部市】



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ
 府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
 綾部市議会は、綾部市「あやべ統計書」

▽審議会等の委員の女性比率の推移【全国平均・府内市町村・綾部市】

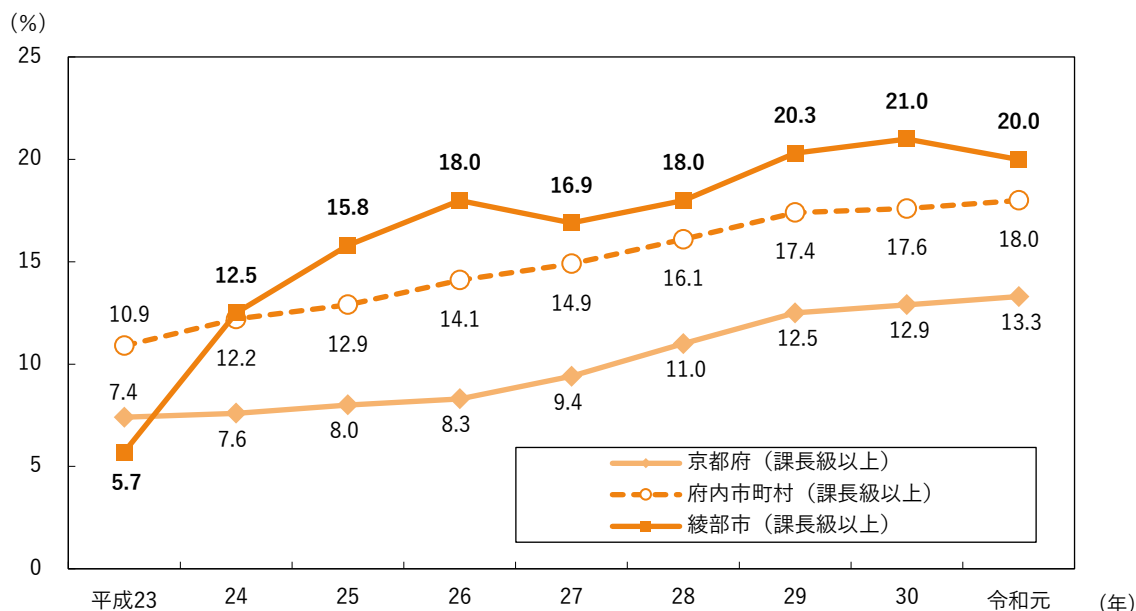


(注) 全国市区町村、府内市町村における女性比率は広域で設置されている審議会等も含んだ数値
 資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

第1章 計画の基本的な考え方

■市職員に占める女性管理職割合は、平成29(2017)年以降、第3次あいプランで設定した目標値の20%を達成しています。係長相当職は、令和元(2019)年度で35.4%となっており、将来の管理職候補者として女性人材の育成を図っています。

▽府・市町村職員における女性管理職割合の推移【京都府・府内市町村・綾部市】

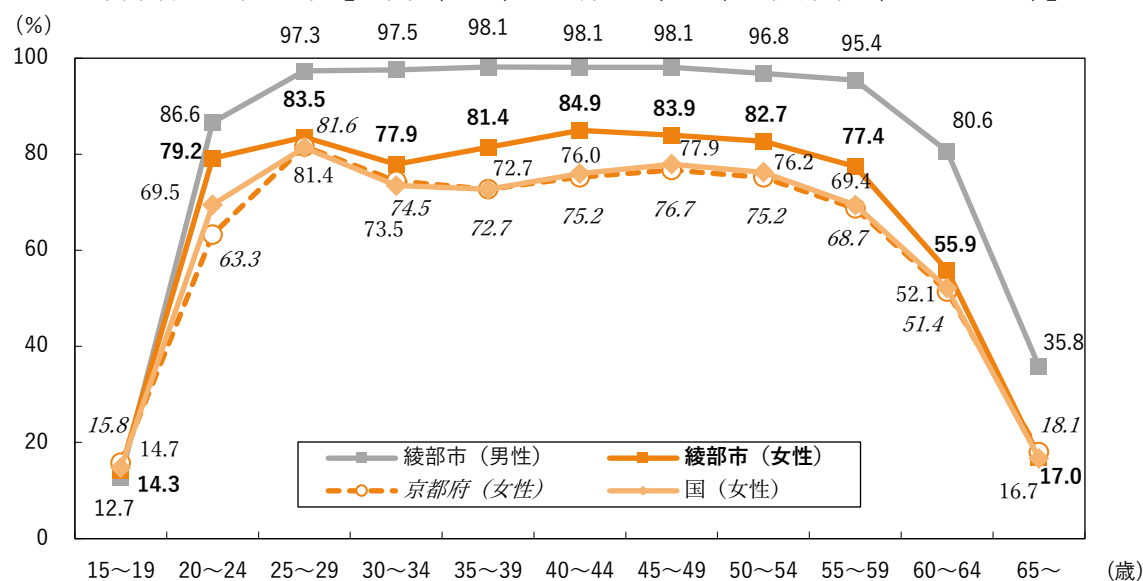


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(3) 女性の就労状況

■本市の年齢階級別女性労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、いずれの年齢層でも国や京都府を上回っています。

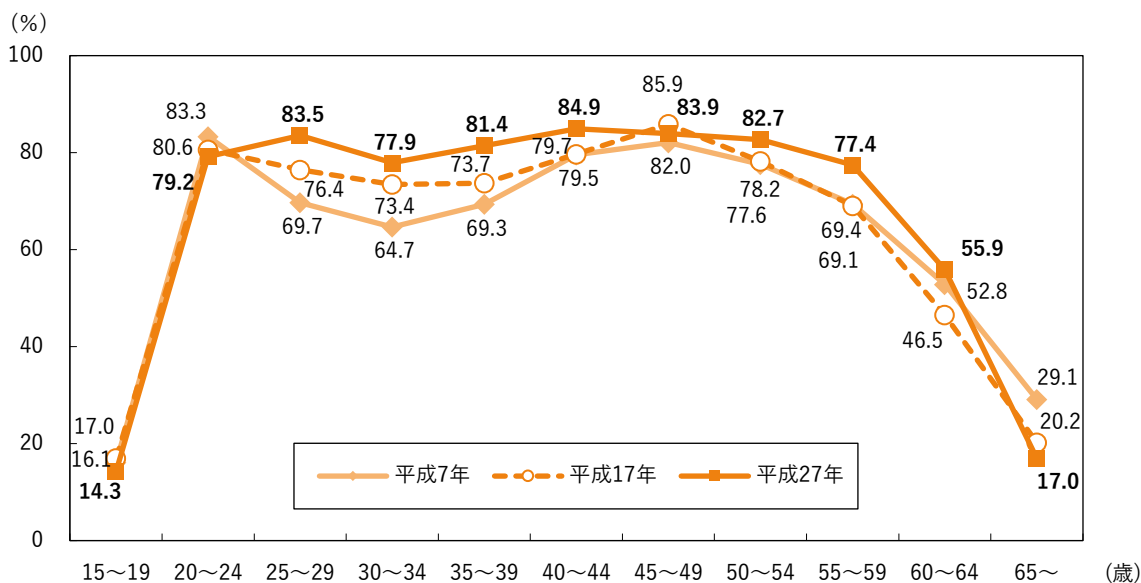
▽性別・年齢層別労働力率【全国(女性)・京都府(女性)・綾部市(女性・男性)】



資料：総務省「国勢調査」平成27(2015)年

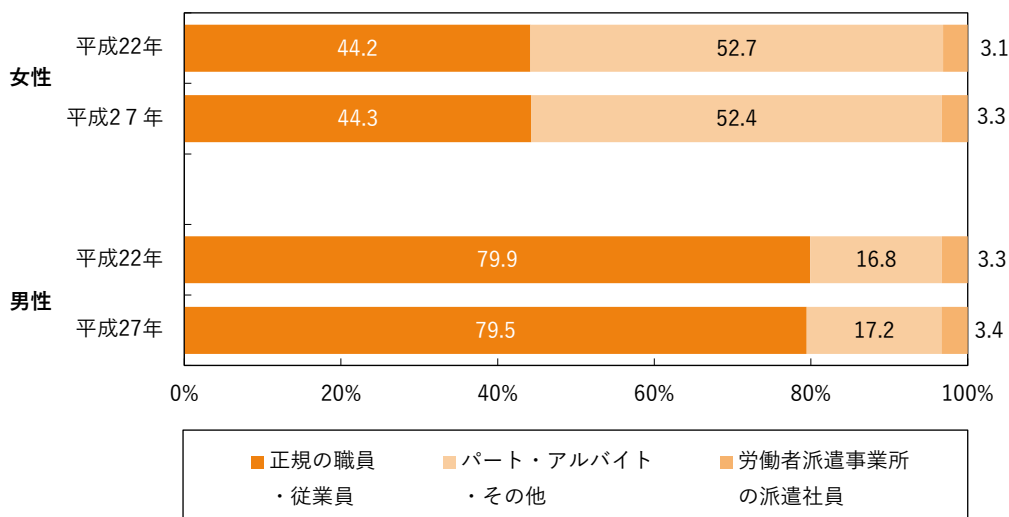
■年齢階級別女性労働力率の推移をみると、20歳代後半から40歳代前半までの子育て世代の労働力率が上昇して、以前はM字カーブ¹³を描いていたのが、ほぼ台形に近い形になっています。ただし、男性に比べて女性では正規の職員・従業員の割合が低い状況はこの5年間でほとんど変化していません。

▽女性労働力率の経年変化【綾部市】



資料：総務省「国勢調査」

▽雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移【綾部市】



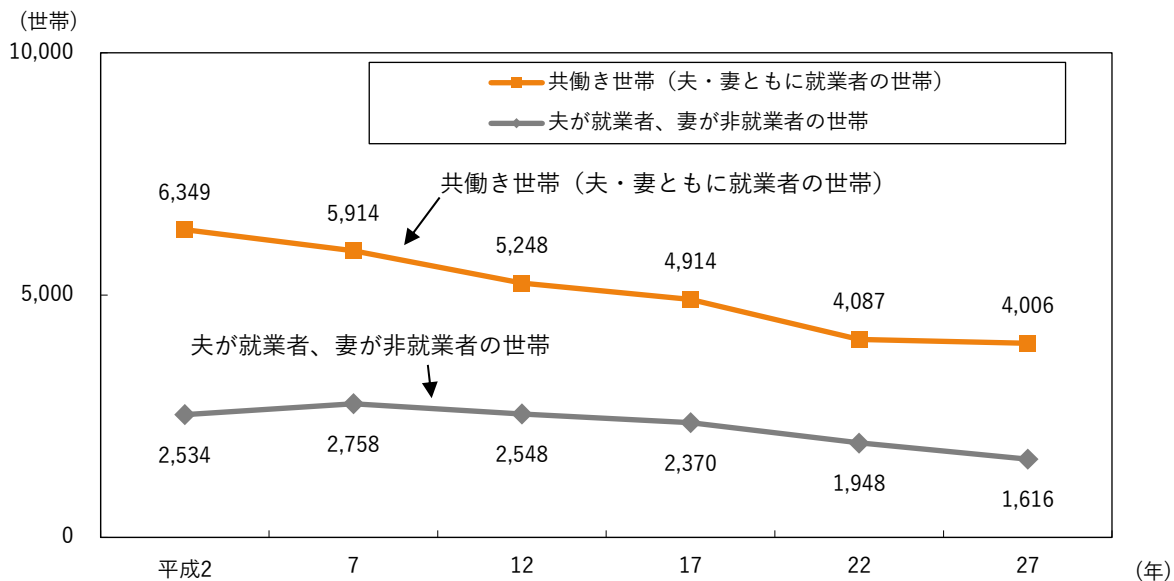
資料：総務省「国勢調査」

¹³ M字カーブ 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産で一旦仕事を辞めて、子育てが一段落すると再び仕事に就く女性が多いことを表している。

第1章 計画の基本的な考え方

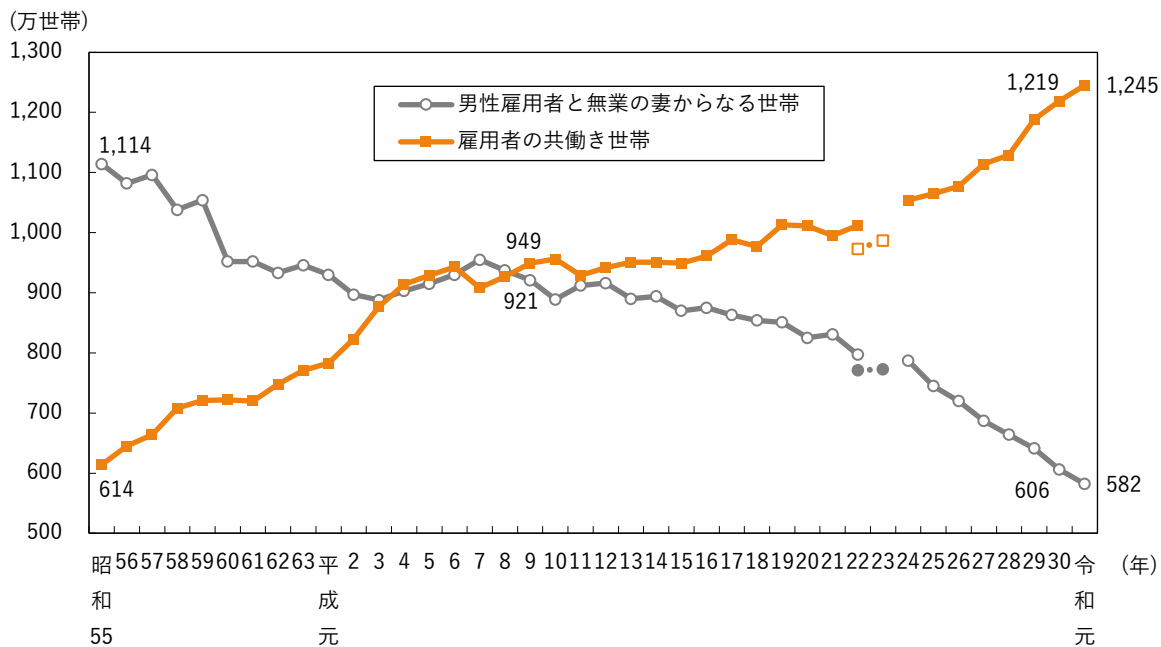
■以前から共働き世帯が専業主婦世帯を上回っているのは、本市の特徴といえます。

▽共働き世帯の推移【綾部市】



(注) 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」
資料：総務省「国勢調査」

▽共働き世帯数等の推移【全国】



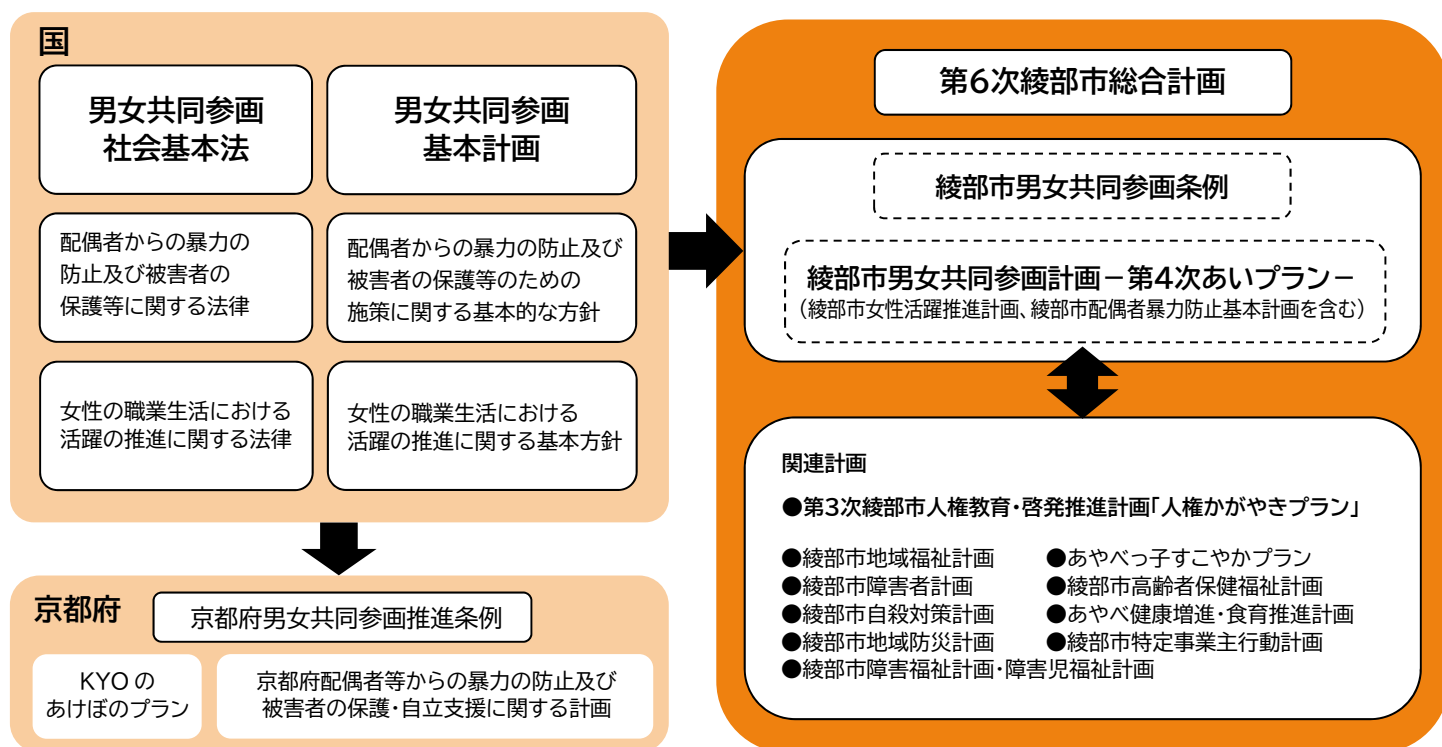
(注) 平成23年の数字は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果
資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和2(2020)年

4 計画の位置付け

(1) 計画の性格

- 本計画は、綾部市男女共同参画条例第 9 条に基づく計画であり、男女共同参画社会基本法に規定される本市の男女共同参画基本計画です。
- 「綾部市男女共同参画計画－第 3 次あいプラン」を継承し、男女を取り巻く社会環境の変化等新たな課題に対応した計画として策定したものであり、「綾部市男女共同参画計画－第 4 次あいプラン」とします。
- 本計画は、「第 6 次綾部市総合計画」の部門別計画として、「基本目標 自治を高め、心のつながりのあるまち」の実現に寄与します。
- 本計画は、国や京都府の男女共同参画計画を勘案して策定します。
- 本計画は、「DV 防止法」に基づく「綾部市配偶者暴力防止基本計画」並びに「女性活躍推進法」に基づく「綾部市女性活躍推進計画」を包含しています。

【 計画の位置付け 】



(2) 計画の期間

本計画は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間を計画の期間とします。なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

5 10年後に目指すビジョン

あいでつながる

あやべの新しい時代へ 共に歩もう

あいプランの達成により、すべての人が性別にかかわらずお互いを尊重しつつ、責任を分かちあい、個性と能力を発揮して共に活躍し共に生きる綾部市を目指します。

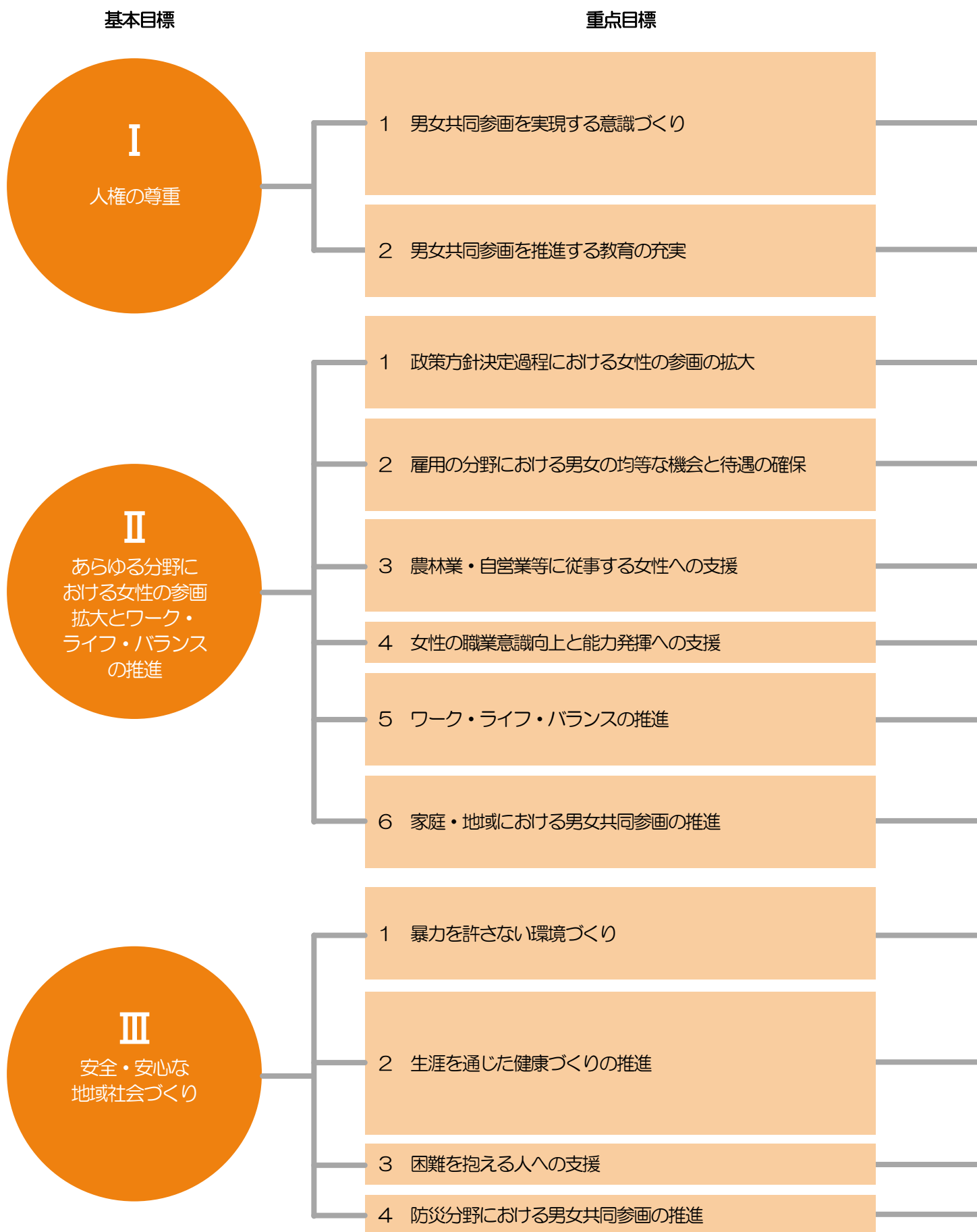


6 計画の基本理念

綾部市男女共同参画条例第3条に定める「基本理念」を本計画の基本理念とします。

- (1) すべての人が、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、性別による差別を受けることなく人権が尊重され、自らの意思と責任において個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) すべての人が、性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく慣行又は意識に縛られることなく、自らの意思と責任において社会における活動の選択ができるよう努めること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、市における政策の決定並びに地域及び民間の団体における方針の決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう努めること。
- (5) 教育が男女共同参画の意識の形成について重要な役割を果たすため、学校教育、社会教育、幼児教育、家庭教育等あらゆる教育の場において、人権の尊重と男女共同参画を推進すること。
- (6) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (7) 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組や成果と密接な関係を有していることを考慮して、平和を基盤とした国際的協調の下に行うこと。

7 計画の体系



施策の方向



第2章

計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重

現状と課題

令和元（2019）年度に実施した「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、男女共同参画のためのさまざまな社会の動きに関心のある人は、男女とも5割を超えており、男性の方が女性よりも関心が高くなっています。また、「男は仕事、女は家庭」のような男女で役割を固定した考え方に同感しない人の割合は、7割を超えています。その一方で、社会における各分野での男女の平等感では、男性優遇感が根強くもたれています。

社会における男性優遇感が強いのは、人々の意識変化に比べて、現実の生活で男女のおかれた状況に変化が感じられていないからだと考えられます。その背景には、働き方・暮らし方において長年にわたり人々の意識に形成された性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス¹⁴）の存在が挙げられます。

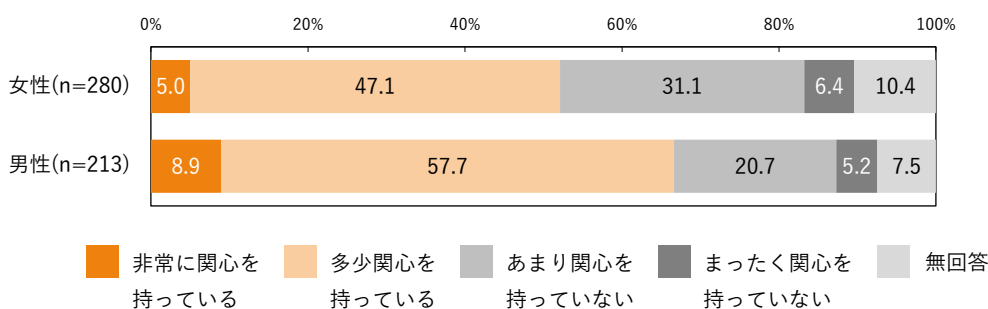
こうした固定観念や思い込みは、幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取るさまざまな情報や体験によって形成されるものです。無意識のうちに子どもの性別によって言葉かけ等が異なることで、子どもは、それぞれの性別に期待される役割やふるまい方を身につけるようになると考えられます。固定観念や無意識の思い込みは、誰もがもつものですが、そのことによって生き方がしばられると、生きづらさを感じるなど、一人ひとりの個性の発揮を妨げることにつながりかねません。

性別にかかわらず、誰もが自らの意思で主体的に多様な選択ができ、自分らしく生きられることは、すべての人の人権尊重の基礎となります。そのために、学校、家庭、地域、職場等のあらゆる場を通じて、性別、年代を問わず幅広い層を対象に、男女共同参画を分かりやすく伝えることが重要です。また、男女平等・男女共同参画とは、お互いが対等に責任を担うことであり、それぞれの生き方の選択肢を広げるものであるという理解を浸透し、すべての人がともに社会の発展に貢献する意識を醸成する必要があります。

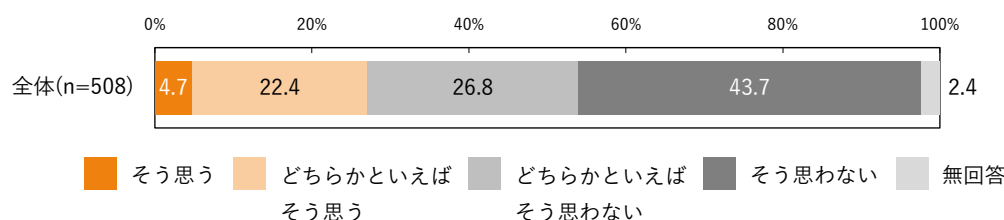
あいアカデミー、あいフェスティバル、男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクール等の事業を充実するとともに、男女平等・男女共同参画意識を醸成する教育・学習機会の提供、あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動を進めます。

¹⁴ アンコンシャス・バイアス 過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気付かないうちに身に付いたものの見方や捉え方の偏りのこと。性別に基づくアンコンシャス・バイアスは、就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えることがある。

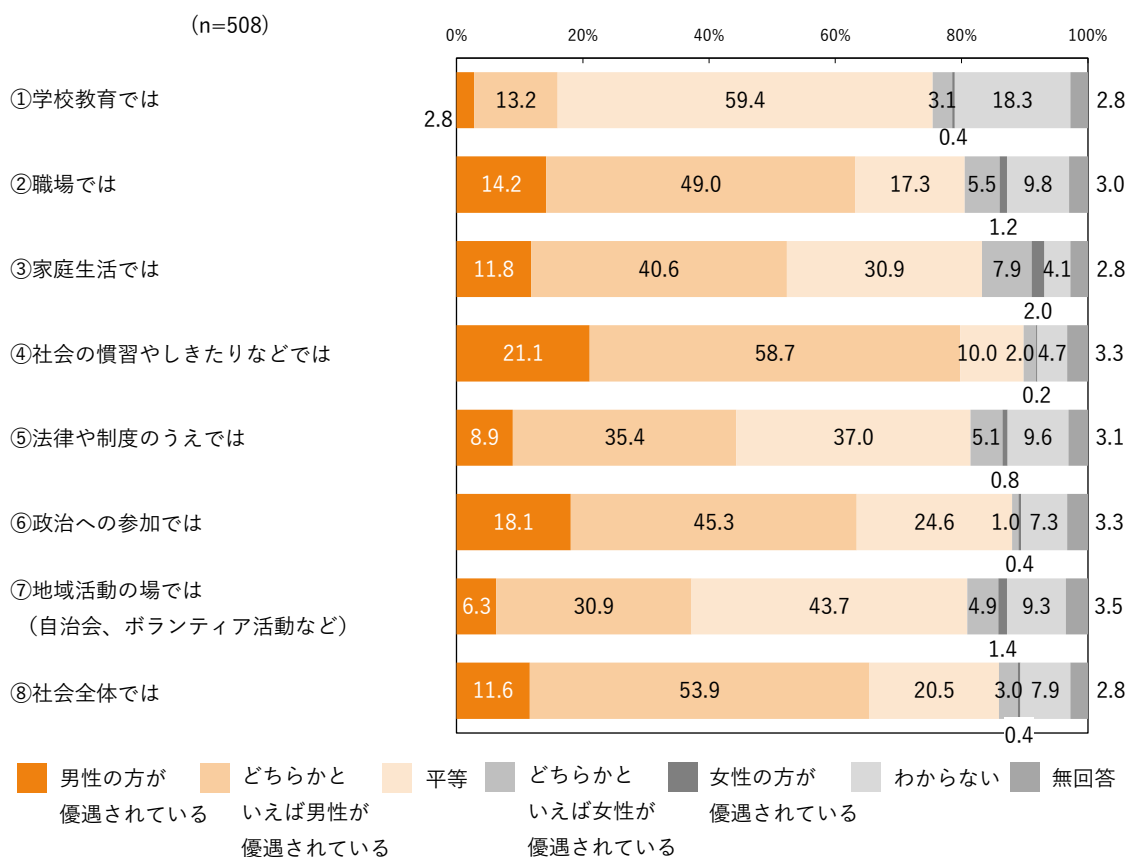
▽男女共同参画についての関心の有無



▽「男性は仕事、女性は家事・育児」と役割分担をする方がよい



▽各分野の男女の地位の平等感



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

重点目標1 男女共同参画を実現する意識づくり

施策の方向

(1)男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実

事業番号	施策	内容
1	男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実	◇性別・年代別の意識や実態等を調査し、市民のニーズや実情を把握するなど意識変革のための研究を行います。
2	国際社会における男女共同参画社会づくりに関する学習と情報収集	◇国際社会における男女共同参画社会づくりや国際情勢等の情報収集を行うとともに、講座等により広く市民に啓発を行います。
3	男女共同参画センター機能の充実	◇男女共同参画を進めるうえでの拠点として、あいセンターの機能の充実を図ります。

(2)男女共同参画を推進する広報・啓発活動

事業番号	施策	内容
4	多様な広報媒体を通じた広報・啓発活動の推進	◇広報紙、ポスター、FMいかる、ホームページ等の多様な媒体を活用し、世代に応じた男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を進めます。
5	人権教育・啓発の推進	◇男女共同参画を人権課題の一つととらえ、「綾部市人権教育・啓発推進計画（人権かがやきプラン）」に基づき、法の下での平等、個人の尊重といった人権の視点からの教育・啓発を推進します。

(3)メディアにおける人権の尊重

事業番号	施策	内容
6	男女共同参画の視点に立った市の刊行物における表現の配慮	◇男女共同参画の視点から市の刊行物等について固定的な性別役割分担意識を肯定、又は連想させるような内容や表現にならないようにします。
7	男女共同参画の視点でメディアを読み解く力をつける取組の推進	◇メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く力をつけるための学習を行います。

重点目標2 男女共同参画を推進する教育の充実

施策の方向

(1)保育・教育における男女共同参画教育の推進

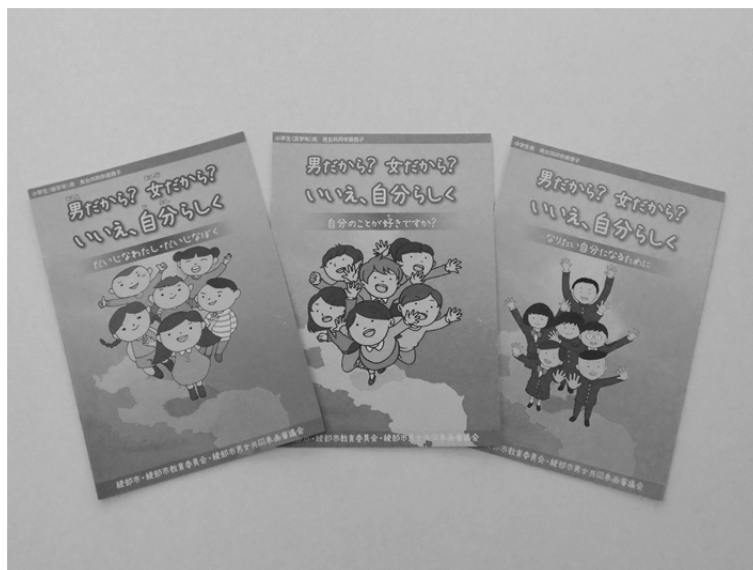
事業番号	施策	内容
8	男女共同参画の視点に立った保育の推進	◇保育所、認定こども園の関係者自身が男女共同参画に対し、敏感な視点を持つよう研修の充実を図ります。また、固定的な性別役割分担意識にとらわれない幼児教育・保育の推進を図ります。
9	幼稚園、学校における男女平等教育の推進	◇教職員が男女平等の視点を更に広げるために研修の充実を図ります。また、男女平等の視点に立った学習が行えるよう、指導内容や指導方法、教材について研究します。
10	性別にとらわれない生徒指導・進路指導の推進	◇性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を十分伸ばす生徒指導や進路指導を行うための研究に取り組むとともに、教職員の研修の推進を図ります。

(2)男女共同参画を推進する学習機会の充実

事業番号	施策	内容
11	男女共同参画の視点を取り入れた学習の場の充実	◇男女共同参画や固定的性別役割分担意識解消の視点に立った学習の場を提供します。また、性別にとらわれない多様な生き方を旨とする生涯学習を推進するための指導者を養成します。 ◇性別や性的指向・性自認 ¹⁵ にとらわれない多様な社会を目指すための学習機会を提供します。
12	学習の推進による慣習やしきたり等の見直し	◇固定的性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの改善に向けて、性別や年齢等さまざまな対象者が参加しやすい内容や時間帯を考慮した講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。
13	市職員の男女共同参画に関する意識の向上を図る研修の充実	◇各部署において、男女共同参画の視点に立った事業展開が行えるよう、職員の意識を高め、理解を深めるための職員研修を充実します。

¹⁵ 性的指向・性自認 性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということ。性自認（性の自己認識）とは、自分の性別をどのように認識しているのか、ということで、「心の性」と言われることもある。「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感をもつ人もいる。

第2章 計画の内容【基本目標Ⅰ】



小中学生向け啓発冊子

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大とワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

【あらゆる分野における女性の参画拡大】

本市の審議会等委員の女性割合は、第3次あいプランで設定した目標値の40%には到達していませんが、10年以上30%前後の水準を維持しており、全国や京都府の平均を上回っています。「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、「方針決定の場に参画する女性が増えた方がよい」という市民意識は高いにもかかわらず、現実の参画状況は大きな進展がみられません。また、女性が指導的立場に参画していくために必要なこととして、「男性が女性を仕事上の対等なパートナーとみなすよう意識改革を進める」「女性の人材育成を目的とした教育や研修の機会を増やす」「女性自身が指導的立場になることに消極的な意識を改める」が上位に挙げられています。女性の人材育成とともにそれぞれの意識変革が課題と考えられます。また、従来の充て職中心の選任方法では女性の委員候補者が少ないということも挙げられます。

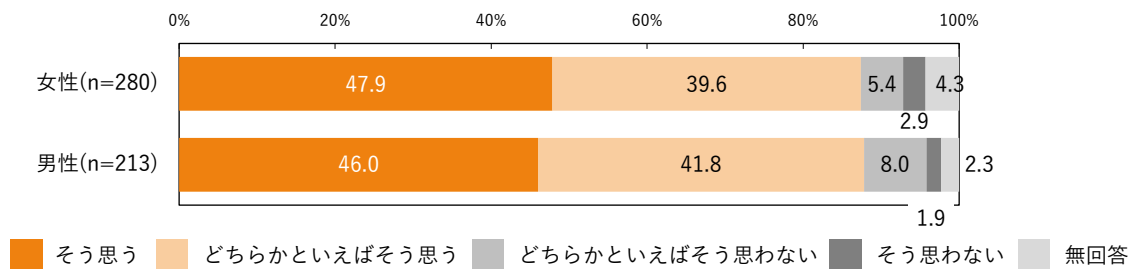
働く分野において、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、女性の活躍推進が不可欠であるとして女性活躍推進法が制定されました。民間企業においては、ダイバーシティ¹⁶（多様性）が企業成長に不可欠であるという考え方が広まり、女性をはじめ外国籍等の人や高齢者、障害のある人など多様な人材が活躍できる取組が求められています。

農林水産業・商工業等の自営業の女性、起業を志す女性等、多様な働き方を支援して、女性がさまざまな場面で活躍できる環境整備も必要となっています。

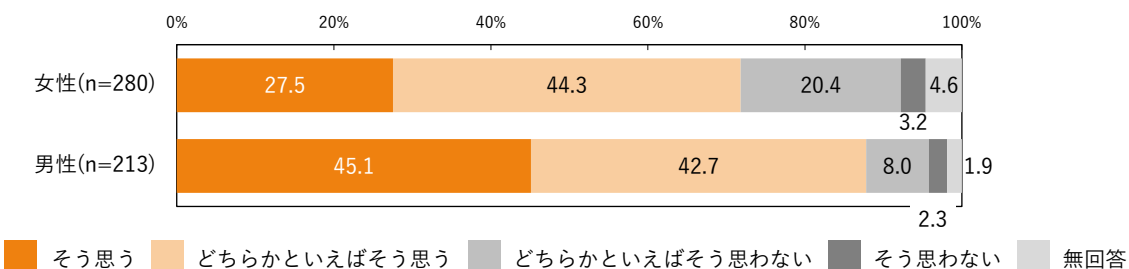
¹⁶ **ダイバーシティ** 性別、年齢、国籍、セクシュアリティ、障害などにおける「多様性」のこと。

第2章 計画の内容【基本目標Ⅱ】

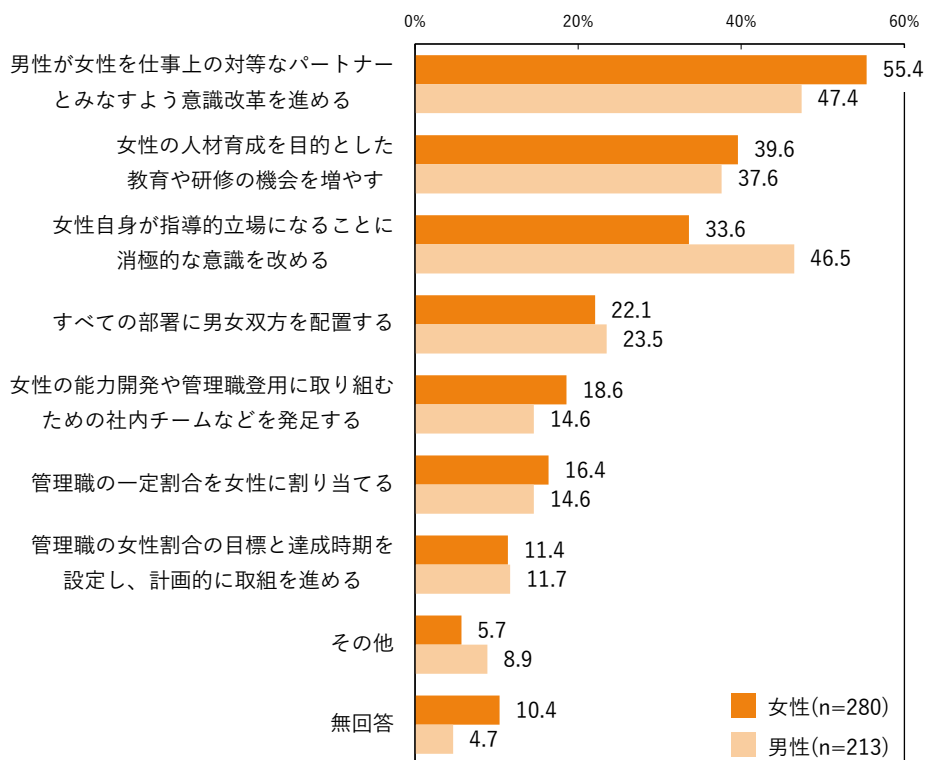
▽政治等方針決定の場に参画する女性が今よりも増えた方がよい



▽自治会やPTA等の会長や役員に女性が増えた方がよい

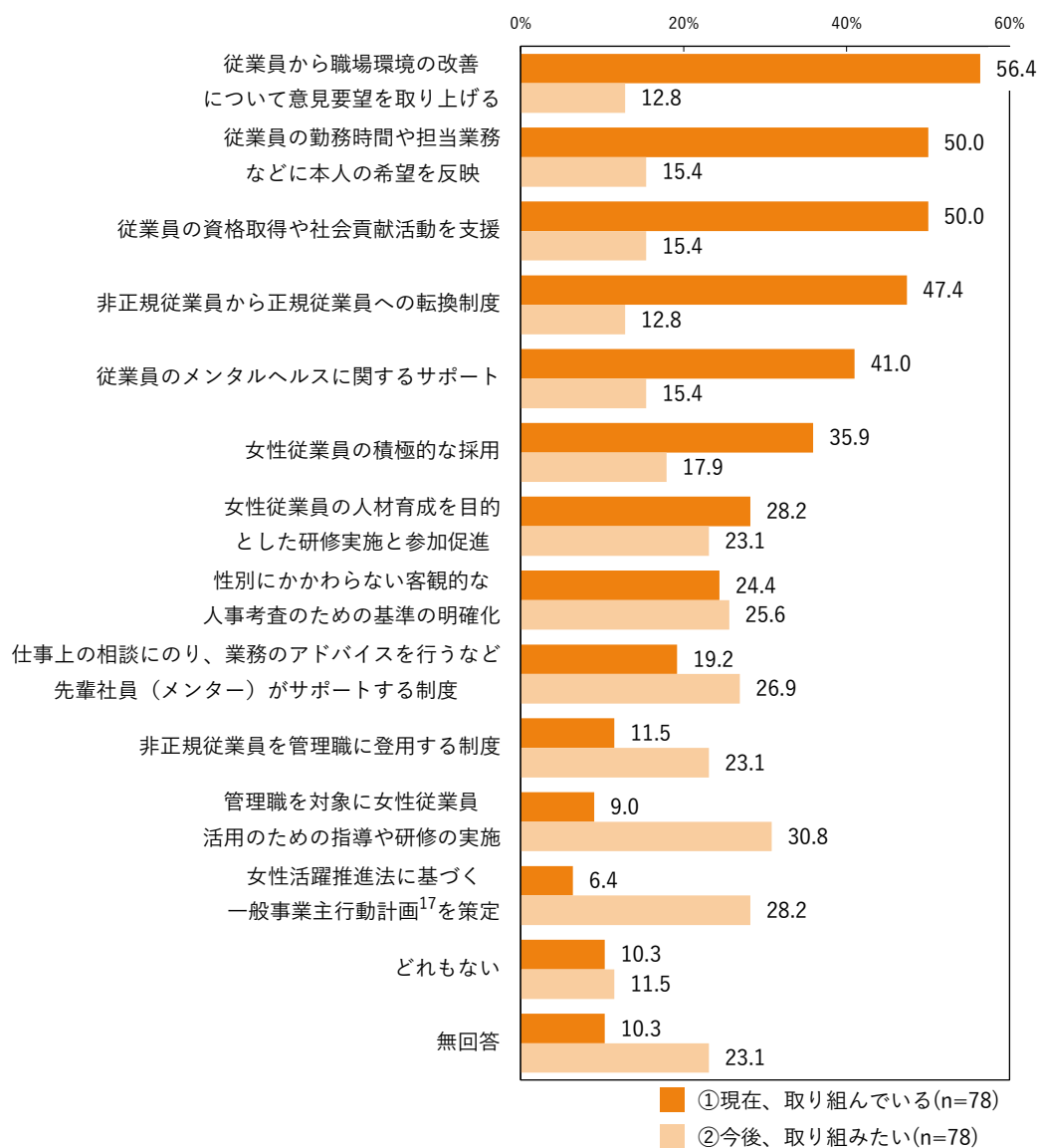


▽女性が責任ある職務や指導的立場等に参画していくために必要なこと



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

▽女性の積極的登用のための取組（事業所調査）



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

¹⁷ 一般事業主行動計画（女性活躍推進法） 女性活躍推進法において規定される、女性の活躍推進に関して民間事業主が策定する計画。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込むことが必要とされ、策定した行動計画を公表しなければならない。

【ワーク・ライフ・バランスの推進】

本市の女性の就労状況は、全国や京都府に比べて女性の労働力率が高く、共働き世帯が多いという特徴があります。その背景のひとつには、三世代世帯の割合が高いことが考えられますが、近年は三世代世帯の減少が顕著となっており、今後は、核家族での子育てが増えることが予測されます。

少子高齢化の進展により働き手が減少する中、国では、女性の労働力に期待する政策を進めており、就労意欲の向上とあいまって、女性の労働力率は高まっています。本市でも同様の傾向であり、世帯構造の変化等により、働く男女の仕事と育児・介護等の両立支援がこれまで以上に必要となっています。

「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、男女が育児や介護の有無にかかわらず働き続けるために必要なこととして、「企業の育児・介護休業制度の整備・充実」「休業を取りやすい職場環境、職場の雰囲気づくり」「男女がともに家族の家事・育児・介護を担う」「育児・介護のための施設やサービスの充実」を挙げる人が5割を超えています。

就労の場において、男女労働者の両立支援のための法律や制度の周知を進めるとともに、事業所の積極的な取組を促進する必要があります。

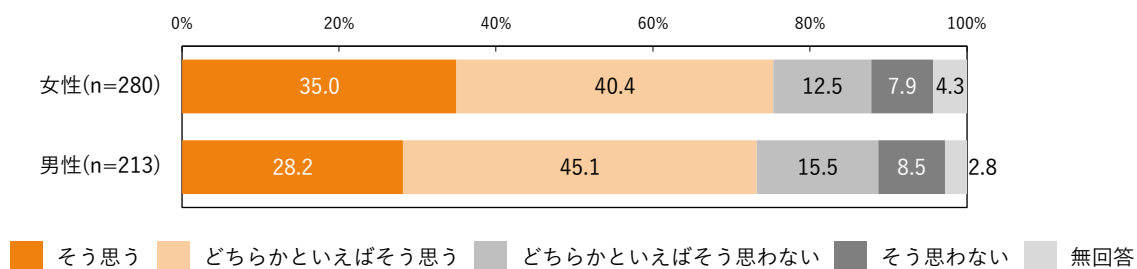
また、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響は、オンライン¹⁸の活用が進み多様で柔軟な働き方の可能性が生まれた一方で、感染拡大期の就業者数の減少幅が男性より女性の方が大きいなど、女性がより強く影響を受けていることへの配慮の視点も必要です。



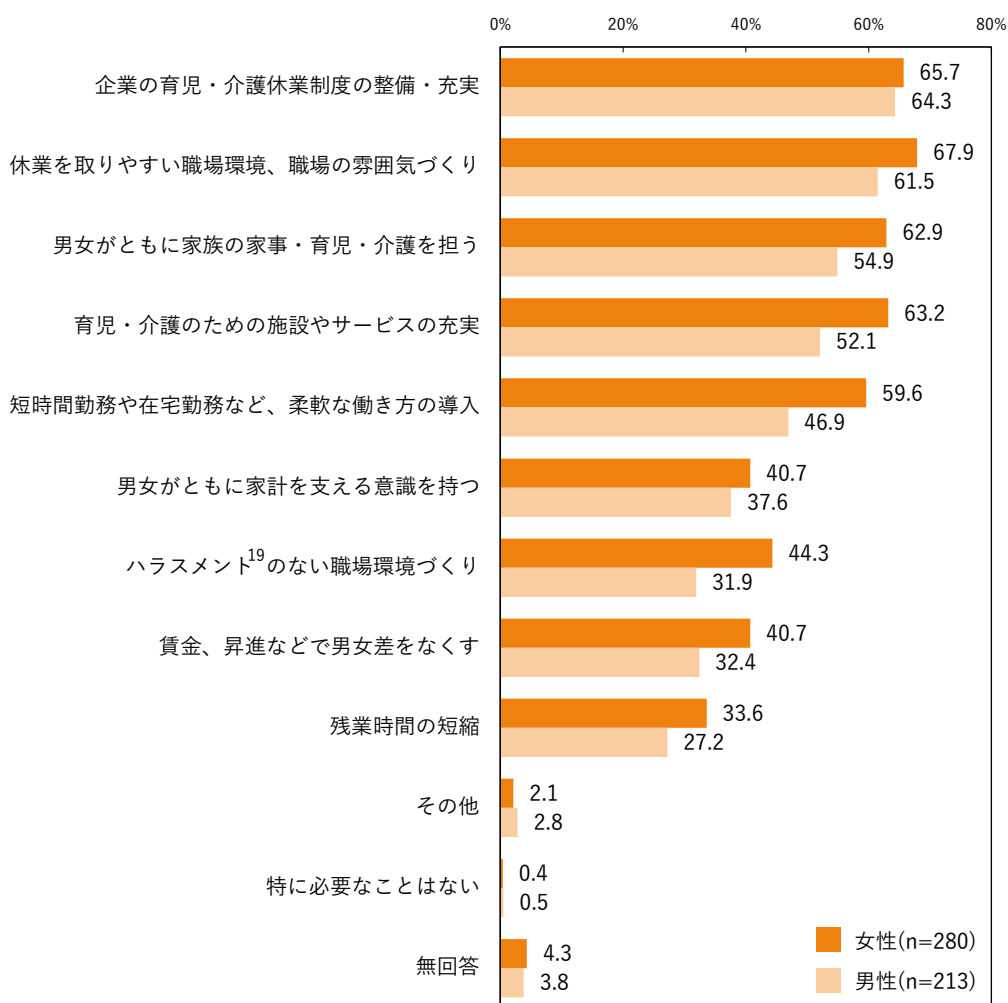
あいフェスティバル

¹⁸ **オンライン** コンピューターネットワークシステムやインターネットにつながっている状態のこと。

▽女性も結婚、出産にかかわらず仕事を続ける方がよい



▽男女が育児や介護の有無にかかわらず働き続けるために必要なこと



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

¹⁹ ハラスメント 「嫌がらせ」のこと。セクシュアル・ハラスメントのほかにもパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等がある。
マタニティ・ハラスメントは、妊娠・出産・育児休業等を理由とした嫌がらせや不利益取扱いのこと。
パタニティ・ハラスメントは、子育て中の父親への職場等での嫌がらせのことで、男性社員が育児休業や短時間勤務を取りにくくなるような言動や「育児は女性の役割」という考え方を押し付ける言動等が挙げられる。
令和2（2020）年6月に改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行され、職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務化された。

重点目標1 政策方針決定過程における女性の参画の拡大

施策の方向

(1)方針決定の場への女性の参画の促進

事業番号	施策	内容
14	市の審議会等における女性の参画の促進と市政への女性の意見の反映	◇市の審議会等委員の委嘱の在り方を見直し、男女とも40%以上の参画を目標として取り組むとともに、定期的な調査、分析を行い、結果を公表します。また、男女がともに参画しやすい環境をつくるため、パブリック・コメント ²⁰ の実施及び審議会等の委員公募制の促進や積極的改善措置（ポジティブ・アクション） ²¹ の導入に努めます。
15	女性市職員の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	◇女性市職員が多様な仕事を経験し能力が発揮できるよう職域の拡大を図るとともに、管理監督職への女性の登用率30%以上を目標として取り組みます。
16	女性の職域拡大と積極的登用への啓発	◇民間企業において女性の職域拡大や管理職等への積極的登用が行われるよう、関係部署と連携し人事担当者や管理職に向けた講座を開催するなどにより啓発を行います。 ◇地域産業に従事する女性の貢献を正当に評価し、方針決定の場への参画を促進します。
17	地域活動における女性の参画拡大	◇多様な地域活動における意思決定の場への女性の参画を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発を行います。

(2)男女共同参画に向けた女性の人材養成と人材情報の充実

事業番号	施策	内容
18	女性の人材養成の充実	◇女性のエンパワーメント ²² につながる内容を積極的に取り入れた講座、企画や指導力を向上させる講座を開催し、さまざまな分野で活躍できる女性リーダーを養成します。
19	女性がチャレンジできる環境づくりと情報の提供や相談	◇女性が希望を持って、チャレンジできる環境づくりを行うとともに、チャレンジ支援に関する情報の提供や相談、講座等を開催します。 ◇女性団体やグループの自主的な活動への支援とネットワークづくりを促進します。

²⁰ **パブリック・コメント** 行政の政策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画案等の趣旨、内容、その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する行政の考え方を公表し、市民の意見を政策に反映させる機会を確保させる手続きのこと。

²¹ **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）** さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施する措置のこと。

²² **エンパワーメント** 人が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること及びそうした力を持った主体的な存在となること。

重点目標2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向

(1)事業者等への男女雇用機会均等法²³等の啓発

事業番号	施策	内容
20	事業者等への雇用機会均等法等の普及	◇男女雇用機会均等法や労働基準法等の趣旨を普及させ、雇用の分野での男女平等を推進するために、事業所の人事担当者や管理職に向けた講座・講演会等を実施するとともに啓発を推進します。
21	フレックスタイム制等多様な働き方の普及・啓発の推進	◇フレックスタイム制 ²⁴ 、テレワーク ²⁵ 、在宅勤務 ²⁶ 等、柔軟な働き方についての自主的な取組や女性の再就職の機会を増やすために、再雇用制度の普及・啓発を行います。
22	ハラスメント防止対策の充実	◇セクシュアル・ハラスメント ²⁷ をはじめとするハラスメント防止について、事業所等へ啓発や研修実施への働きかけを行うとともに、問題が生じた場合の適切な対応についての情報提供や相談体制の充実を図ります。

(2)企業へのポジティブ・アクション導入の啓発

事業番号	施策	内容
23	企業、団体等のポジティブ・アクションへの取組についての啓発の推進	◇民間企業、団体等に対しポジティブ・アクションの情報を提供し、具体化への啓発を推進します。

²³ **男女雇用機会均等法** 正式名称は「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女性労働者の福祉の増進に関する法律」。昭和60（1985）年制定。募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められている。平成29（2017）年からは、上司・同僚からの職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置が義務付けられた。

²⁴ **フレックスタイム制** 労使協定に基づき、労働者が各自の始業時刻と終業時刻を原則として自由に決められる制度。

²⁵ **テレワーク** ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

²⁶ **在宅勤務** 会社ではなく自宅を就業場所として、出社したときと同様の仕事を行うこと。

²⁷ **セクシュアル・ハラスメント** 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、さまざまな生活の場で起こり得るものである。職場においては、性的な言動に対する対応により労働者の就業環境が害されるものを「対価型セクシュアル・ハラスメント」、性的な言動により労働者の就業環境が害されるものを「環境型セクシュアル・ハラスメント」という。男女雇用機会均等法の改正により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策が強化され、令和2（2020）年6月1日から施行されている。

重点目標3 農林業・自営業等に従事する女性への支援

施策の方向

(1)女性組織の育成とリーダー養成

事業番号	施策	内容
24	女性組織の育成とリーダー養成	◇農林業・自営業等に従事する女性のための研修を充実し、組織の育成やリーダーの養成を行います。

(2)女性の労働条件の向上

事業番号	施策	内容
25	農林業・自営業等に従事する女性の実態把握及び労働条件向上のための支援	◇農林業・自営業等に従事する女性の状況について問題点やニーズを把握します。また、家族経営協定 ²⁸ 等の普及に努め、女性の労働条件向上のための支援を行います。

重点目標4 女性の職業意識向上と能力発揮への支援

施策の方向

(1)企業における意識改善と女性能力開発の促進

事業番号	施策	内容
26	職業能力向上に向けた講座と研修会への参加促進	◇女性の職業意識・職業能力向上のための講座等を関係機関と連携して行います。また、女性の職域拡大や職業能力向上のための研修会等への積極的な参加を促進するため事業所や社員に向けた啓発を行います。
27	起業、就労、資格取得等の情報提供と労働相談窓口の充実	◇働く女性にかかわる情報や、起業活動を目指す女性、就労意欲のある女性の能力開発、資格取得等のための情報を積極的に提供します。また、働く女性のさまざまな相談に応じられるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
28	再就職に向けた支援	◇育児や介護等のために退職した女性の再就職に向けた取組を関係機関と連携して行います。

²⁸ 家族経営協定 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

重点目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

(1)仕事と家庭が両立できる環境づくり

事業番号	施策	内容
29	ワーク・ライフ・バランスのための制度の普及と啓発の推進	◇仕事と生活の調和を図るために、両立支援の必要性について、事業者や市民等に情報提供や啓発を行います。 ◇事業者及び市民に育児・介護休業法 ²⁹ 、次世代育成支援対策推進法 ³⁰ 等の法律の趣旨や内容を広めます。
30	男性市職員の育児・介護休業取得の推進	◇特定事業主行動計画に基づき、男性市職員の育児・介護休業制度の取得を奨励し、育児休業取得率 13%を目標に取組を積極的に進めます。
31	労働時間短縮促進への啓発	◇働く男女が職場・家庭・地域でバランスのとれた活動をするため、労働時間短縮に向けた取組の普及啓発を行います。

(2)男性にとっての男女共同参画の推進

事業番号	施策	内容
32	男性に対する啓発の推進	◇男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座を開催し、男性の参加を促進するとともに、男性向けパンフレットの作成等の取組を進めます。 ◇男女がともに家庭での役割を担うことができるように、男性も参加しやすい家事・育児・介護講座を充実し、男性の参加を促進します。

²⁹ **育児・介護休業法** 平成4(1992)年に「育児休業等に関する法律(育児休業法)」が施行され、平成7(1995)年の改正で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」となった。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とし、事業主が講ずべき措置等を定めている。改正が繰り返され、男女労働者の仕事と育児・介護の両立を促進する内容が盛り込まれている。

³⁰ **次世代育成支援対策推進法** 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる法律。平成17(2005)年度から平成26(2014)年度末までの時限立法であったが、法改正により、令和6(2024)年度末までに延長され、一般事業主行動計画の策定義務の延長、新たな認定制度「プラチナくるみん認定」が創設された。

重点目標6 家庭・地域における男女共同参画の推進

施策の方向

(1)家庭・地域における男女共同参画の推進

事業番号	施策	内容
33	家庭における共同責任確立への啓発の推進	◇家庭での男女平等意識と共同責任確立のため、固定的性別役割分担意識や家事労働の評価について考える機会を提供し、啓発を進めます。
34	地域活動における男女共同参画の推進	◇住みよいまちづくりを男女がともに進めるために、市民が主体的に実施する活動を支援します。

(2)多様なライフスタイルに応じた子育て・介護への支援

事業番号	施策	内容
35	子育て・介護に関する支援体制の充実と啓発	◇次世代育成支援対策推進行動計画、高齢者保健福祉計画に基づき、安心して、子育て・介護ができるよう、インフォーマルサービス ³¹ も含めた支援体制を充実します。また、男女がともに担う子育て・介護についての啓発及び情報の提供を行います。
36	子育て・介護にかかわる地域活動への支援	◇子育て・介護を地域で支えるために市民が行う活動に対し積極的な支援を行います。また、子育て家庭の交流・介護者の交流機会の充実を図ります。
37	子育て・介護の相談体制の充実	◇子育て・介護について、相談体制を充実します。
38	ひとり親家庭の生活の安定と自立のための支援	◇次世代育成支援対策推進行動計画に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と各種援助制度と就労支援の充実を図ります。
39	多様なニーズに対応できる保育の充実	◇子育てと仕事の両立支援に向け、延長保育、病児保育、一時保育等臨時的、突発的な保育の充実を図ります。
40	放課後学級の充実	◇学童期の児童が放課後や夏季休業中等に安心して過ごすことができるよう、放課後学級の充実を図ります。

³¹ **インフォーマルサービス** 主に福祉分野における公的制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助等が挙げられる。

基本目標Ⅲ 安全・安心な地域社会づくり

現状と課題

【あらゆる暴力の根絶と被害者支援】

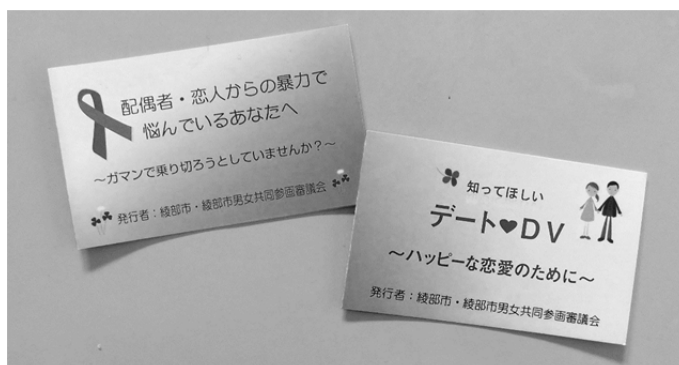
DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為³²、性暴力・性犯罪等の被害者の圧倒的多数は女性です。

女性に対する暴力の背景には、女性蔑視や性にに基づく固定的な役割意識、社会的・経済的な男女間の力関係等、男女が対等ではない社会状況があります。女性に対する暴力を根絶するには、性差別意識や男女の社会的地位の格差の解消が必要です。

暴力を受けた被害者は、暴力の場所から逃れたあとも、自己肯定感や自尊感情の低下、PTSD³³（心的外傷後ストレス障害）を発症する場合がありますなど、長期間にわたる精神的な不安定や体の不調により生活に支障をきたすことがあります。

「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、DVやハラスメントを受けても相談しなかった人がその理由に、「誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかった」「相談しても自分のせいにされたり、我慢するように言われるのではないかと思った」と回答する人もみられました。また、男性が被害者となることも少なくなく、性別を問わず、身近な場所で安心して相談できる体制の充実と窓口の周知が求められています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する生活不安やストレスから、DV等の増加・深刻化も懸念されています。



DVカード

³² **ストーカー行為** 特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する行為等を反復して行うこと。

³³ **PTSD** 心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder）の略語。強い恐怖の体験が記憶に残って心の傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気。大規模な災害、犯罪被害のほか交通事故、DV、虐待等によっても生じる。

第2章 計画の内容【基本目標Ⅲ】

近年は、スマートフォン、SNS³⁴の普及に伴い、女性に対する暴力の被害が多様化・低年齢化する傾向がみられます。デートDV³⁵、AV出演強要³⁶、JKビジネス³⁷、デートレイプドラッグ³⁸、リベンジポルノ（私事性的画像被害）³⁹等、若年女性の被害が顕在化して社会問題となっています。

市民に向けてDV等の相談窓口を広く周知し、安心して相談できる体制を整備するとともに、関係部署及び関係機関等との連携を強めて、被害者の自立支援に取り組みます。

誰もが被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる暴力を根絶するための啓発を推進します。



パープルライトアップ

³⁴ **SNS** ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。登録された利用者同士が交流できる Web 上のサービスのこと。

³⁵ **デートDV** 交際中の人々の間で起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離をさす。

³⁶ **AV出演強要** 詐欺や脅迫的な言動によって強制的にアダルトビデオに出演させられたり、その出演を拒否すると多額の違約金を請求されるなど、本人の意に反して出演を強いるような行為。

³⁷ **JKビジネス** 主としてJK（女子高校生）等の児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、性的なサービスを強要するなど性暴力被害につながっている。

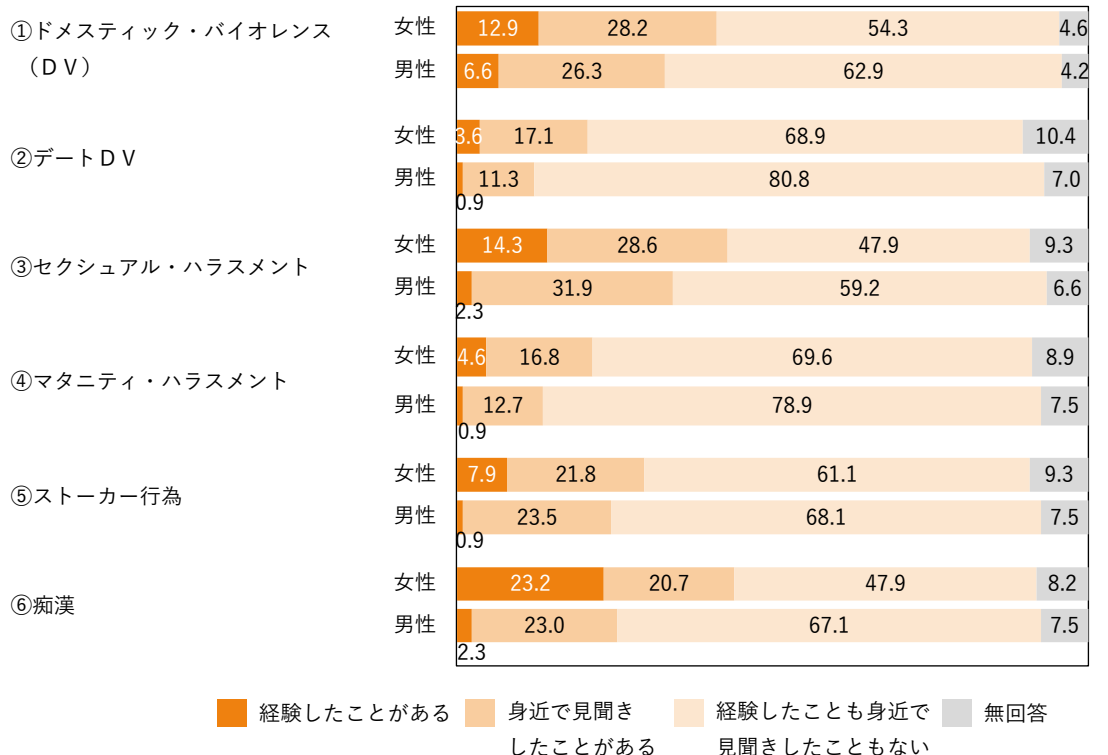
³⁸ **デートレイプドラッグ** 睡眠薬を混ぜた飲み物を飲ませるなどして相手を抵抗できない状態にして性暴力行為に及ぶ際に用いられる薬のこと。

³⁹ **リベンジポルノ（私事性的画像被害）** 離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板等に公開する行為。

▽DV・ハラスメント等の経験

上段：女性(n=280)

下段：男性(n=213)



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

▽警察における刑法犯認知件数・相談件数（被害者の状況）

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
強制性交等	認知件数	1,167	989	1,109	1,307	1,405
	うち女性	1,167	989	1,094	1,251	1,355
	女性割合	100.0	100.0	98.6	95.7	96.4
強制わいせつ	認知件数	6,755	6,188	5,809	5,340	4,900
	うち女性	6,596	5,941	5,610	5,152	4,761
	女性割合	97.6	96.0	96.6	96.5	97.2
公然わいせつ	認知件数	1,138	962	825	788	746
	うち女性	1,039	883	750	697	647
	女性割合	91.3	91.8	90.9	88.5	86.7
略取誘拐・人身売買	認知件数	191	228	239	304	293
	うち女性	144	188	203	247	245
	女性割合	75.4	82.5	84.9	81.3	83.6
配偶者からの暴力	相談件数	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207
	うち女性	55,584	59,412	60,015	61,518	64,392
	女性割合	88.0	85.0	82.8	79.4	78.3
ストーカー	相談件数	21,968	22,737	23,079	21,556	20,912
	うち女性	19,627	20,180	20,381	18,949	18,403
	女性割合	89.3	88.8	88.3	87.9	88.0
私事性的画像被害*	相談件数	1,143	1,063	1,243	1,347	1,479
	うち女性	1,041	979	1,138	1,257	1,382
	女性割合	91.1	92.1	91.6	93.3	93.4

資料：警察庁統計資料

※プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為

【生涯にわたる健康づくり】

すべての人が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重し、相手への思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会形成の大前提であり、誰もが自らの心身の健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは健康を享受するうえで重要です。

女性は産む性であるという特性から、心身の状態がライフステージごとに大きく変化します。そのためリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）⁴⁰の視点がとりわけ重要となります。また、食生活やライフスタイルの変化が影響して、乳がん、子宮がん等女性特有のがんの罹患率の上昇、若年化が進んでいます。

一方で、男性は生活習慣病のリスクを高める喫煙や飲酒をしている人の割合、自殺、ひきこもりの割合が女性よりも高いことが指摘されています。

こうした性差による健康課題に対応する保健事業等の推進とともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解と周知を進める取組が必要です。また、すべての人が互いに思いやりをもつためには、幼少期から自分の心と身体を大切にする意識を育み、発達段階に応じた性教育の実践も求められます。

さらに近年、産後うつになる女性が増加傾向であるなど、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター⁴¹等の役割が重要となっています。

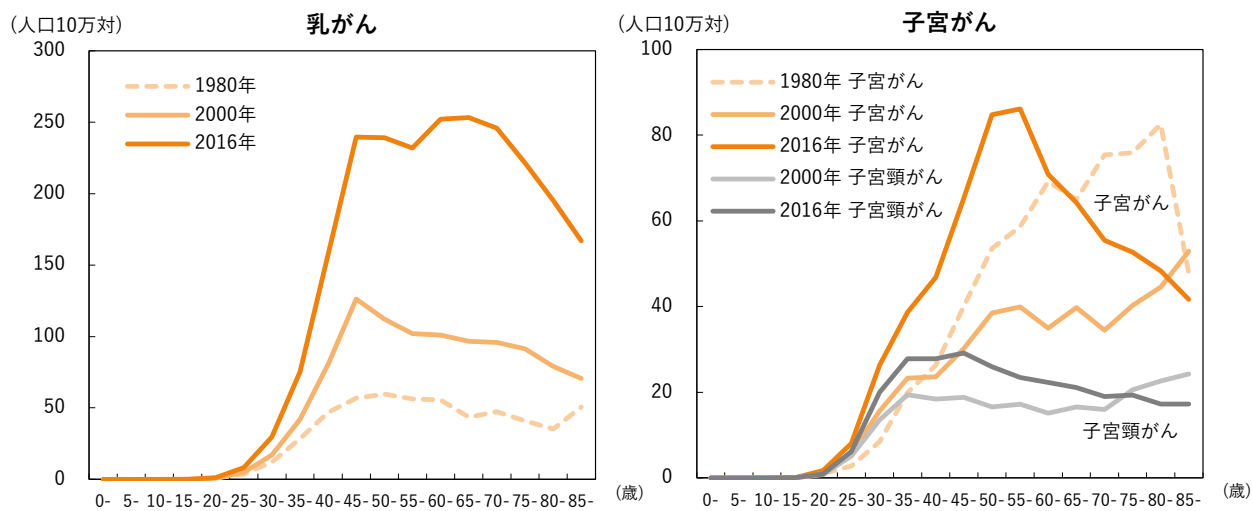
生涯にわたる心身の健康支援を進めるとともに、性にまつわる正しい知識の提供と性的自己決定⁴²の啓発を行います。

⁴⁰ **リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）** リプロダクティブ・ヘルスとは、性と生殖にかかわるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること。リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスを実現するために保障されなければならない、自己決定等の諸権利のこと。

⁴¹ **子育て世代包括支援センター** 妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

⁴² **性的自己決定** 性（生殖と関係した性だけでなく、生殖を目的としない性も含む）に関わる事柄について自らの責任で選択し決定できること。

▽女性のがん罹患率（全国）



資料：国立がん研究センターがん情報サービス「がんの統計 '19」



【困難を抱える人への支援】

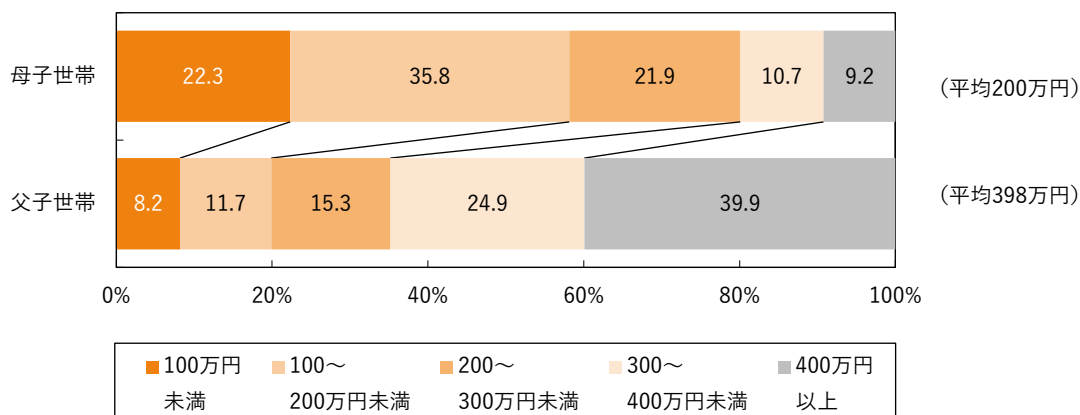
女性は、男性に比べて非正規で働く割合が高く、賃金格差も解消されていないなどの就労分野で男女がおかれた状況の違い等を背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすいと考えられます。なかでも、母子世帯は父子世帯と比べて就労収入が約半分であるなど、経済的に厳しい状況であるのが実態です。ほかにも非正規就労の単身女性、年金受給額が少ない高齢女性等すべての年代の女性に貧困問題が生じ得ることに留意する必要があります。

また、性的少数者⁴³、障害があること、外国籍等の人であることなどにより社会的困難を抱えている場合、性差別や偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあります。

さまざまな困難を抱える人それぞれの状況に対応した多様な支援が、より届きやすくなるよう配慮することに加えて、災害時等の非常時には、社会的に弱い立場にある人に対して、より影響が深刻であることを考慮する必要があります。

こうした困難な状況におかれている人への正しい理解を広め、多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会づくりに努めます。

▽母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合【全国】



(注) 年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。
資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」平成28(2016)年度

⁴³ 性的少数者 性的指向が同性や両性であったり、性自認が身体的性別と一致していないなど、性のあり方が多数派に属さない人。

【防災分野における男女共同参画】

災害による被害は、地震や風水害等の自然要因に加えて、それを受け止める社会のあり方の社会要因により、その被害の内容や大きさが決まってくると言われています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

大規模災害が発生すると、すべての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子どものほか、社会的弱者と考えられる人がより大きな影響を受けることが指摘されています。

東日本大震災をはじめとする過去の災害においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性のニーズが考慮されにくいといった課題や、避難所等における性暴力被害の発生等が報告されています。

そのため男女共同参画の視点に立った地域防災・減災活動の取組が必要とされており、男女のニーズの違いを把握した対応や、非常時において家事・育児・介護等の負担が女性に集中したり、DVや性暴力が増加したりすることがないように配慮が求められます。

平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が男性とともに意思決定に参画し、主体的な担い手であることを認識した取組の推進も必要です。

本市では、平成22(2010)年度に女性消防団を立ち上げ、一般公募による23人の団員により活動を開始しました。市民に対する応急処置の指導者となるべく、上級救命講習の受講や放水訓練等操法訓練に取り組み、平成25(2013)年度には全国女性消防操法大会に京都府の代表として出場しました。また、高齢者宅住宅防火訪問や幼児向けの紙芝居による啓発活動も行っています。

女性の地域防災・減災活動への参画拡大とともに、避難所運営等において女性をはじめとする多様な市民の声を反映して、誰もが安心できる仕組みづくりが求められています。

重点目標1 暴力を許さない環境づくり

施策の方向

(1)DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発

事業番号	施策	内容
41	DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発の推進	◇DVをはじめとする暴力的行為は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深め、根絶に向けた意識を醸成するための啓発や情報発信、幼少期から、暴力をふるってはいけないという認識を持つための学習機会の提供を関係部署と連携して行います。

(2)DV被害者への相談・支援体制の充実

事業番号	施策	内容
42	DV被害者への情報提供	◇暴力に悩んでいる人が、DVについての情報を取得したり、安心して相談機関等に行けるよう、情報提供や広報活動を行います。
43	DV被害者に対する相談体制の充実	◇相談窓口の周知を図るとともに、二次的被害 ⁴⁴ 防止の観点から庁内の連絡体制の確立を進めます。 ◇性別にかかわらず、相談したい人が必要な時に相談できる多様な相談体制の充実に努めます。
44	関係機関と連携した被害者への支援	◇相談業務に携わる、警察、京都府家庭支援総合センター ⁴⁵ 、京都府北部家庭支援センター ⁴⁶ 等関係機関との連携強化を図り、暴力に悩む人への支援に努めます。

⁴⁴ **二次的被害** 犯罪等による直接の被害（一次的被害）だけでなく、捜査機関、司法機関や医療機関の態度、マスコミの取材・報道、周囲の噂や好奇の目で見られることなどにより被害者が傷つけられること。

⁴⁵ **京都府家庭支援総合センター** 家庭を取り巻く諸課題に的確かつ迅速に対応するため、婦人相談所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を総合したもの。専門家による家庭支援サポートチームを設置し、複雑・多様化する家庭問題をワンストップで対応する。配偶者暴力相談支援センターとしても位置づけられている。

⁴⁶ **京都府北部家庭支援センター** 福知山児童相談所が、京都府北部家庭支援センターとして設置されている。

重点目標2 生涯を通じた健康づくりの推進

施策の方向

(1)性と生殖に関する意識の啓発と浸透

事業番号	施策	内容
45	性と生殖に関する意識の啓発と浸透	◇すべての人が対等な関係の下、お互いの意思と自己決定を尊重し、性と生殖に関する正しい知識と妊娠・出産にかかわる女性の心身についての理解を深め、生涯を通じた健康支援の重要性について啓発を行います。
46	学校・家庭における性教育の充実	◇自分の身体や性を大切にすることを基本に、あらゆる教育活動を通じて、身体や性に関する正しい知識を得ることができるよう、性に関する教育の充実を図ります。

(2)生涯にわたる健康づくりへの支援

事業番号	施策	内容
47	ライフステージに沿った生涯にわたる健康づくりの推進	◇幼児期、思春期、成人期、更年期、高齢期等のライフステージに沿った健康づくりの総合的な展開を図ります。 ◇生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査等の受診を促進し、健康管理のための学習や生活習慣改善指導等の充実を図ります。健康診査・各種がん検査等を受診しやすい環境づくり及び機会の充実を図ります。 ◇性差に応じた的確な医療である性差医療を推進します。
48	こころと身体の健康づくりと悩みに関する相談・カウンセリング体制の充実	◇こころや身体の健康をめぐる問題について気軽に相談でき、男女共同参画の視点で対応できる相談・カウンセリング体制の整備を図ります。

(3)母性保護と母子保健対策の充実

事業番号	施策	内容
49	母性機能の社会的重要性に関する啓発の推進	◇母性機能の社会的重要性について、冊子や講座の開催等による意識啓発を推進します。
50	妊娠・出産期における女性の健康支援と母子保健の充実	◇安心して子どもを産むことができるように、また母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産までの健康診査の受診を勧奨し、保健指導や相談等を充実します。

重点目標3 困難を抱える人への支援

施策の方向

(1)困難を抱える人への支援と多様性を尊重する環境づくり

事業番号	施策	内容
51	困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	◇高齢者や障害のある人、外国籍等の人、性的少数者等であることに加え、性差により複合的に困難を抱える人が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

重点目標4 防災分野における男女共同参画の推進

施策の方向

(1)防災分野における男女共同参画の推進

事業番号	施策	内容
52	防災分野における男女共同参画の推進	◇防災対策が男女のニーズの違いを把握したうえで進められるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の策定に努めます。
53	地域における防災活動への支援	◇地域における自主防災活動への男女共同参画の推進や活動への支援を図ります。



第3章

計画の推進体制

1 計画を推進する体制の充実

男女共同参画は、市民生活のあらゆる分野に関連することから、本計画の推進に当たっては分野横断的な視点をもって、総合的かつ計画的に行う必要があります。

本市が行う施策の企画・立案・実施においては、綾部市男女共同参画推進会議⁴⁷を中心として、男女共同参画の視点が浸透するよう取り組む必要があります。

また、本計画の施策を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく市民、事業者、関係団体との協働の下に進めていくことも重要です。

(1) 綾部市男女共同参画推進会議

男女共同参画を全庁的な取組にするため、また、本計画の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、男女共同参画推進会議の機能を十分活用し、各部署との連携強化と、連絡調整を図りながら、施策の具体的な取組を進めます。

(2) 綾部市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する事項を調査・審議するほか、必要に応じ、市長に意見を述べることができることから、その役割は極めて重要であり、機能が十分発揮されるよう努めます。

(3) 男女共同参画に関する職員研修の充実

すべての職員が、男女平等・男女共同参画の視点に立って、施策の企画・立案・実施に当たれるよう、職員研修を充実します。

(4) 男女共同参画に関する苦情への対応

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

(5) 綾部市男女共同参画センター機能の充実

男女共同参画を推進するための活動の場、市民活動の拠点として、相談・学習・情報の収集と提供・交流・人材やグループの育成等の機能の充実を図ります。

⁴⁷ 綾部市男女共同参画推進会議 本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るために設置され、副市長を委員長とし、各部長級職員をはじめとする管理職職員を委員とする。

(6) 市民や事業者、関係機関との連携

行政だけでなく広く綾部市全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、綾部市男女共同参画条例の周知・啓発等、さまざまな機会を通じて市民、事業者、各種団体との連携を図り、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取組の促進を図ります。

また、国、京都府等と積極的な連携に努めるとともに、近隣市町との情報交換等を行い、連携を深めます。

2 計画の進行管理

本計画に掲げた取組について、毎年度、事業の実施状況を把握・検証し、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会において施策の進捗状況の評価を行います。その結果は、広く市民へ公表するとともに、以後の施策に適正に反映するよう努めます。



參考資料

審議会への諮問答申

諮 問

3綾人第1001号

令和3年1月12日

綾部市男女共同参画審議会

会 長 林 多嘉子 様

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市男女共同参画計画「第4次あいプラン」について（諮問）

綾部市男女共同参画条例第18条第2項の規定に基づき、綾部市男女共同参画計画「第4次あいプラン」について貴審議会の意見を求めます。

答 申

令和3年2月10日

綾部市長 山 崎 善 也 様

綾部市男女共同参画審議会

会 長 林 多嘉子

第4次あいプラン－綾部市男女共同参画計画について（答申）

令和3年1月12日付3綾人第1001号で諮問のあった第4次あいプラン－綾部市男女共同参画計画について、当審議会として慎重かつ活発に審議を重ねた結果、下記のとおりまとめましたので、ここに答申します。

記

1 答申にあたって

綾部市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成4年に綾部市女性行動計画「あいプラン」を策定、平成18年度の男女共同参画条例を施行、条例に基づき、平成23年に第3次あいプランを策定し、あらゆる分野での男女共同参画を進めるための取組が進められてきました。

しかしながら、政策・方針決定の場への女性の参画は未だ十分とは言えず、地域社会における慣習やしきたりなど性別による固定的役割分担意識は今もなお根強く残っているのが現状です。

今回、「第4次あいプラン」の諮問を受け、男女を取りまく現状や課題を再認識し慎重に議論を重ねてきました。

男女共同参画社会実現のためには、市民や行政職員の意識を変える取組を地道に継続して取り組んでいくことが大切です。今後も、国・府などの取組や動向を注視し、時代の変化や社会のニーズに対応しながら、条例や計画に基づいた施策をさらに積極的、具体的に取組んでいくことが重要と考えます。

また、男女共同参画のまちづくりを進めるためには、行政の取組だけではなく、市民の活動の輪が広がっていくことも大切です。市民、事業者、各種の団体と行政が一体となって取組が進められるよう心から期待します。

2 諮問内容については概ね差し支えありませんが、審議会として次の意見について検討していただきますようお願いいたします。

- 市政に多様な声が反映されるよう、審議会等への女性委員の登用に努められたい。
- 施策の進捗については、具体的な事業についての的確に評価されるよう努められたい。
- 男女共同参画について、担当部署に捕らわれず多くの分野をまたぎそれぞれの部署での業務に反映をされたい。
- 市民に向けた啓発については、男性、障害のある人や高齢者、若年層など世代や性別等に応じ配慮された広報・啓発活動となるよう努められたい。また、多様な媒体を活用し、わかりやすい広報・啓発活動となるよう努められたい。
- 教育における男女共同参画の推進については、幼少期に受けた教育が非常に大きな影響を与えるので、幼児教育、学校教育においては適切な指導をしていただき、次世代を担う子どもの育成に努められたい。
- 性自認・性的指向についての意識啓発として、学習機会の充実を図られたい。
- 事業所に向けた取組として、男性の育児休業取得はもとより復帰後の家庭生活と仕事の両立支援のほか、女性の登用が積極的に取り組まれるよう管理職等へ意識改革を促すような啓発に努められたい。
- 市民や企業へのロールモデルとなるよう、男性市職員の育児休業・介護休業制度の取得、時短勤務を实践されるよう努められたい。
- 困難を抱える人への支援については、関係機関と連携し支援に取り組まれたい。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性を取り巻く状況はますます深刻化することが懸念されるので、関係機関と連携し、きめ細やかな支援に取り組まれたい。
- DV等の相談について、男女を問わず気軽に相談できるよう電話回線の増設や相談員の増員など、相談したい人が必要な時に相談できる相談体制の充実を努められたい。
- 女性に対する暴力に関する実態調査について、定期的に調査を行い状況把握に努められたい。

綾部市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名
会 長	林 多嘉子
副会長	南 田 純 一
委 員	井ノ元 美 和
委 員	大 槻 浩 一
委 員	川 端 弘 美
委 員	杉 井 敏 之
委 員	為 廣 英 隆
委 員	辻 本 峰 世
委 員	永 井 智 子
委 員	中 森 奉 子
委 員	林 昭 宏
委 員	平 和 元 良
委 員	細 井 寛 二
委 員	室 木 明 美
委 員	山 中 史 香

男女共同参画のあゆみ

年	国 連	国	京都市	綾部市
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 総理府に「婦人問題担当室」発足 		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」始まる(～1985年) 	<ul style="list-style-type: none"> 「民法」一部改正施行(齋藤復氏制限の廃止) 		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性政策担当窓口設置 「京都府婦人関係行政連絡会」設置 「京都府婦人問題協議会」設置 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 京都府婦人問題協議会が知事に「提言」を提出 「京都府婦人対策推進会議」設置 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都府婦人の意識・生活実態調査」実施 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> 「民法」一部改正施行(配偶者の相続分引き上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都市行動計画」策定 「京都府婦人の船」実施 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年最終年世界会議」開催(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」及び「戸籍法」の一部改正施行 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布 		
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」施行 「国民年金法」一部改正施行 		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題に関する意識・実態調査」実施 「京都府婦人問題検討会議」設置 	
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> 京都府婦人問題検討会議が知事に「提言」を提出 	
1989年 (平成元年)			<ul style="list-style-type: none"> 「KYOのあけぼのプラン」策定 福祉部に女性政策課設置 「京都府女性政策推進専門家会議」設置 KYOのあけぼのフェスティバル開催 	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			<ul style="list-style-type: none"> 女性政策担当部設置 「綾部市女性対策検討委員会」設置 「綾部市女性対策推進会議」設置
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年へ向けての新しい国内行動計画」第1次改定 		<ul style="list-style-type: none"> 「女性問題審議会」 「女性問題についての意識・実態調査」実施 「女性フォーラム」開催 綾部市女性対策検討委員会が市長に「提言」を提出
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> 綾部市女性行動計画「あいプラン」策定

年	国 連	国	京都府	綾部市
1993年 (平成5年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」公布・施行 ・中学校家庭科男女共修 		<ul style="list-style-type: none"> ・女性グループ支援事業創設 ・女性問題講座「あいアカデミー」開講
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際家族年 ・「国際人口・開発会議」開催(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の家庭科男女共修 ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府女性政策推進専門家会議が知事に「KYOのあけぼのプラン改定について」を提出 	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議」開催(北京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 		<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団派遣
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「KYOのあけぼのプラン」改定 ・京都府女性総合センター開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい課内に女性政策係を設置 ・「あいプラン意識調査」実施 ・綾部市女性対策検討委員会が市長に「あいプラン改定についての提言」を提出
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会」設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市女性行動計画「あいプラン」改定
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申 		<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市女性センター開館
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画促進を規定) ・男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ・「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に関する府民意識調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」実施
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会が女性に対する暴力に関する基本的方針・男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方を答申 ・「ストーカー行為の規制等に関する法律」公布・施行 ・「介護保険法」施行 ・「児童虐待防止法」公布・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府女性政策推進専門家会議が知事に「新京都府女性行動計画策定に向けての提案」を提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市女性対策検討委員会が市長に「第2次あいプラン策定についての提言」を提出
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行(一部を除く) ・第1回「男女共同参画週間」 ・第1回「女性に対する暴力をなくす運動」 ・「育児・介護休業法」改正(休業による不利益取扱いの禁止/時間外労働の制限、介護休暇制度については翌年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府男女共同参画計画—新KYOのあけぼのプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市男女共同参画計画「第2次あいプラン」策定
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 		

年	国 連	国	京都府	綾部市
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部が「女性のチャレンジ支援策の推進について」を決定 第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 「少子化対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「児童福祉法」改正 		
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都府男女共同参画推進条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 女性への暴力に関する市民意識調査、報告書を作成
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都府女性チャレンジオフィス」設置 「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 綾部市男女共同参画検討委員会が市長に「綾部市男女共同参画条例制定に向けた提言」「第2次あいプラン改定についての提言」を提出
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 男女共同参画推進本部において「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 女性の再就職支援開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「綾部市男女共同参画条例」施行 「綾部市男女共同参画審議会」設置 綾部市男女共同参画計画「第2次あいプラン」改定
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正男女雇用機会均等法」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 新KYOのあけぼのプラン後期施策策定 地域女性チャレンジオフィス開設 地域女性わくわくスポット設置 	
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 女性の参画加速プログラム策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「ワーク・ライフ・バランス専門部会」を設置 	
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> 全国共通の番号による「DV相談ナビ」がスタート 男女共同参画のシンボルマーク決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画についての意識・実態調査」実施
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会「北京+15」世界閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」策定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和のための行動指針」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都府家庭支援総合センター」及び南部と北部の児童相談所に「家庭支援センター」を設置 マザーズジョブカフェ開設 	
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足 		<ul style="list-style-type: none"> 「KYOのあけぼのプラン（第3次）」策定 京都ワーク・ライフ・バランスセンター開設 	<ul style="list-style-type: none"> 綾部市男女共同参画計画「第3次あいプラン」策定
2012年 (平成24年)			<ul style="list-style-type: none"> 京都女性起業家（アントレプレナー）賞開始 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「綾部市男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクール」実施（以後、毎年実施）
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 		<ul style="list-style-type: none"> 女性相談員配置
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> 輝く女性応援会議開催 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）」策定 輝く女性応援会議 in 京都開催 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学生向け男女共同参画啓発冊子、指導者手引書発行

年	国 連	国	京都府	綾部市
2015年 (平成27年)	・国連婦人の地位委員会「北京+20」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「女性活躍推進法」公布・施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「輝く女性応援京都会議」発足、行動宣言採択 ・「京都性暴力被害者フリストップ相談支援センター」開設	
2016年 (平成28年)		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正	・「KYOのあけぼのプラン(第3次)」後期施策策定	
2017年 (平成29年)	・第1回G7男女共同参画担当大臣会合	・「子育て安心プラン」の公表 ・「刑法」の改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) ・国家公務員の旧姓使用の拡大	・「京都女性活躍応援男性リーダーの会」発足 ・「輝く女性応援京都会議(地域会議)」設置 ・「京都ウィメンズベースアカデミー」開設	
2018年 (平成30年)	・第2回G7男女共同参画担当大臣会合	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	・「配偶者等からの暴力に関する調査」実施	・あいセンター内に女性相談専用相談室設置
2019年 (平成31年・令和元年)	・W20日本開催(第5回WAW!と同時開催) ・第3回G7男女共同参画担当大臣会合 ・ILO「暴力及びハラスメント撤廃条約」採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)」策定 ・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施	・「男女共同参画についての意識・実態調査」実施
2020年 (令和2年)	・国連「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」 ・W20 サミット(サウジアラビア)開催	・DV相談+(プラス)開始 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本方針」改定 ・「女性活躍・パフハラ規程法」施行 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定	・女性活躍推進サミット「WIT Kyoto」開催	・「綾部市特定事業主行動計画(次世代育成支援・女性活躍推進統合版)」策定
2021年 (令和3年)			・京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン(第4次)」策定	・綾部市男女共同参画計画「第4次あいプラン」策定

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日公布)

(平成11年法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画

社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意

見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平

成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- (1)から(10)まで 略
- (11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影

響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機

関を紹介すること。

- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思

を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129

号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて

被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同

居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5

号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで

に掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の

申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄

写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生

のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを

除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定
平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

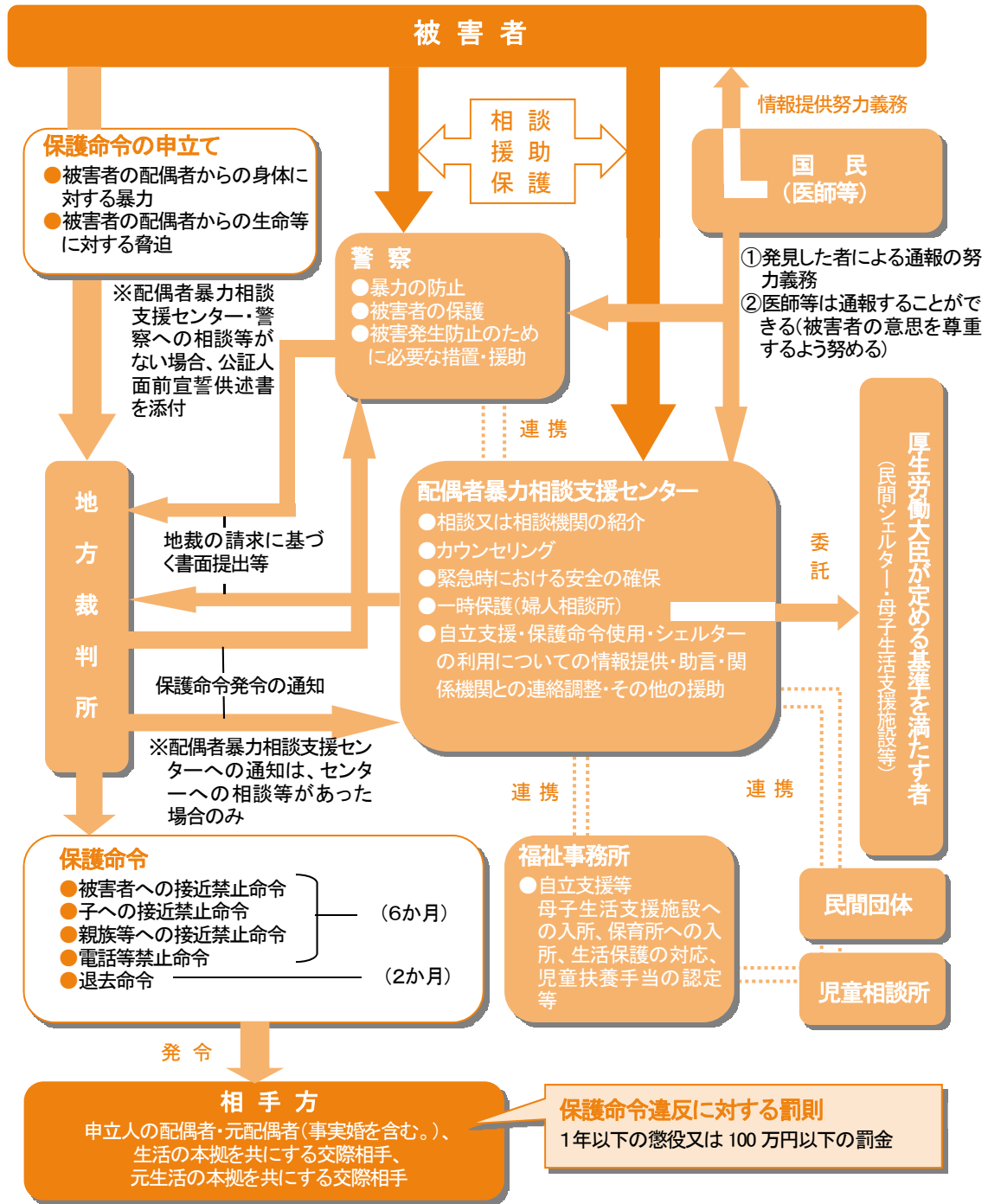
第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全体の流れ



国や地方公共団体は……

- 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定(市町村については努力義務)

資料: 内閣府男女共同参画局

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

目次

- 第1章 総則 (第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等 (第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針 (第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画等 (第8条—第18条)
 - 第3節 特定事業主行動計画 (第19条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第22条—第29条)
- 第5章 雑則 (第30条—第33条)
- 第6章 罰則 (第34条—第39条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別に

よる固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生

活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める

女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に

供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に

従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主

に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定めら

れた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地

方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽

の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要

があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成29年3月31日法律第14号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (2)・(3) 略
- (4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定

平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年6月5日法律第24号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

綾部市男女共同参画条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 17 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条）

附則

私たち市民は、山紫水明の自然の中ではぐくまれた文化と、日本で初めて「世界連邦都市宣言」を行った平和を願う豊かな心を共有し、男女が共に支え合う地域社会をつくり、これを守り育てていかなければなりません。

綾部市においては、男女共同参画を推進するため、女性を中心とする学習活動や女性自らが企画、運営する事業などを進めてきました。

その結果、男女共同参画への強い思いは、地域の中に確かに芽吹き、いきいきと活動する女性が多くなり、男性の意識にも変化が見られるようになりました。

しかしながら、地域社会における慣行や組織活動においては、今なお性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。

急激な少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に対応し、豊かで活動的なまちづくりをしていくためには、新しい価値観を創造し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

このような認識の下、男女が対等なパートナーとして、いきいきと活動できる男女共同参画のまちづくりを目指して、市、市民及び事業者等が一体となって取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に定める機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に居住する者、市内に通勤・通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- （4）事業者等 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人及びその他市内のあらゆる団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行うものとする。

- （1）すべての人が、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、性別による差別を受けることなく人権が尊重され、自らの意思と責任において個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- （2）すべての人が、性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく慣行又は意識に縛られることなく、自らの意思と責任において

社会における活動の選択ができるよう努めること。

(3) すべての人が、社会の対等な構成員として、市における政策の決定並びに地域及び民間の団体における方針の決定に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう努めること。

(5) 教育が男女共同参画の意識の形成について重要な役割を果たすため、学校教育、社会教育、幼児教育、家庭教育等あらゆる教育の場において、人権の尊重と男女共同参画を推進すること。

(6) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。

(7) 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組や成果と密接な関係を有していることを考慮して、平和を基盤とした国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第9条及び前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。

3 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念について理解を深め、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 すべての人が、社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人が、相手の意思に反し、性的な言動により不快感や不利益を与え、又はその生活環境を害することをしてはならない。

3 すべての人が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親密な関係にある者に対して、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力行為をしてはならない。

(情報に関する留意事項)

第8条 すべての人が、公衆に表示する情報において、性別による固定的役割分担並びに性的な暴力等を助長する表現及び男女共同参画推進施策の妨げとなる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、綾部市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動拠点施設の機能充実を図るものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画を推進するために必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発活動等)

第13条 市は、男女共同参画に関する市民の関心と理解を深めるため、積極的に情報を提供し、啓発活動を行うものとする。

(教育の充実等)

第14条 市は、基本理念に基づいて、あらゆる教育及び学習活動の場において、男女共同参画を推進する教育を充実するものとする。

2 市は、職場、学校、地域等において、男女共同参画の推進にかかわる人材の育成を行うものとする。

(市における積極的改善措置)

第15条 市は、積極的改善措置の一つとして、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うこと。

(苦情処理)

第16条 市民及び事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策につい

て苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、特に必要があると認めるものについて綾部市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、男女共同参画の推進を阻害する行為に係る市民又は事業者等からの相談申出について、関係機関等と連携及び協力をを行い、適切な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第17条 市は、市民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に向けた活動に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第18条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、綾部市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第9条第2項及び第16条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

綾部市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

平成10年10月19日

綾部市条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、綾部市男女共同参画センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 男女がともに自立し、あらゆる分野に対等に参画する社会の形成に資するため、綾部市男女共同参画センターを次のとおり設置する。

名称	位置
綾部市男女共同参画センター	綾部市西町一丁目49番地の1

2 綾部市男女共同参画センター(以下「センター」という。)に事務室、交流室及び研修室を置く。

(業務)

第3条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 女性の社会的地位の向上と社会参画を促進する活動の場の提供
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- (3) その他市長が必要と認める業務

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の不許可等)

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可せず、使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれのあるとき。
- (2) 他の来館者に危害を及ぼし、又は他の来館者の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、付属設備、器具その他工作物(以下「施設等」という。)を破損するおそれのあるとき。

下「施設等」という。)を破損するおそれのあるとき。

- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則、条件、指示に違反するとき。
- (6) センターの管理上支障のあるとき。
- (7) 前各号に規定するもののほか、市長が特にその使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、同表に定める使用料を使用申込みと同時に納付しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が特に必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が還付することを特に認めた場合は、この限りでない。

(使用者の禁止事項)

第8条 センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償責任)

第9条 使用者は、センターの施設等を破損又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(市の免責)

第10条 センターの施設等の使用により、又は第5条の規定に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市は、一切の責任を負わない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第5号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月14日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第29号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

センター使用料

区分	（1時間当たりの料金）		（全日）
	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
研修室	900円	1,100円	10,500円

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。

用語解説一覧表

	用語	説明	初出頁
あ行	あいセンター	平成10(1998)年12月に、男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設として、「綾部市女性センター」として開設し、平成23(2011)年4月からは、女性も男性も、幅広い層の人が利用しやすい施設にするため、「綾部市男女共同参画センター」に名称を変更した。交流、研修、情報発信、相談等の事業を実施している。愛称「あいセンター」。	4
	綾部市男女共同参画推進会議	本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るために設置され、副市長を委員長とし、各部長級職員をはじめとする管理職職員を委員とする。	44
	綾部市特定事業主行動計画 (次世代育成支援・女性活躍推進統合版)	「次世代育成支援対策推進法」(平成15(2003)年制定)及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27(2015)年制定)に基づき、綾部市職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採用比率等の状況を把握し、数値目標等を定めた計画。	4
	アンコンシャス・バイアス	過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気付かないうちに身に付いたものの見方や捉え方の偏りのこと。性別に基づくアンコンシャス・バイアスは、就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えることがある。	18
	育児・介護休業法	平成4(1992)年に「育児休業等に関する法律(育児休業法)」が施行され、平成7(1995)年の改正で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」となった。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とし、事業主が講ずべき措置等を定めている。改正が繰り返され、男女労働者の仕事と育児・介護の両立を促進する内容が盛り込まれている。	31
	一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)	女性活躍推進法において規定される、女性の活躍推進に関して民間事業主が策定する計画。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込むことが必要とされ、策定した行動計画を公表しなければならない。	25
	インフォーマルサービス	主に福祉分野における公的制度に基づくサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体(NPO)などの制度に基づかない援助等が挙げられる。	32
	AV出演強要	詐欺や脅迫的な言動によって強制的にアダルトビデオに出演させられたり、その出演を拒否すると多額の違約金を請求されるなど、本人の意に反して出演を強いるような行為。	34
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。登録された利用者同士が交流できるWeb上のサービスのこと。	34
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産で一旦仕事を辞めて、子育てが一段落すると再び仕事に就く女性が多いことを表している。	9
エンパワーメント	人が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること及びそうした力を持った主体的な存在となること。	28	
オンライン	コンピューターネットワークシステムやインターネットにつながっている状態のこと。	26	
か行	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。	30
	京都府家庭支援総合センター	家庭を取り巻く諸課題に的確かつ迅速に対応するため、婦人相談所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を総合したもの。専門家による家庭支援サポートチームを設置し、複雑・多様化する家庭問題をワンストップで対応する。配偶者暴力相談支援センターとしても位置づけられている。	40
	京都府北部家庭支援センター	福知山児童相談所が、京都府北部家庭支援センターとして設置されている。	40

	用語	説明	初出頁
か行	グローバル・ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが毎年公表する、世界各国における男女格差を測る指数。経済、政治、教育、健康の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。	4
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。	36
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする意識のことをいう。	3
さ行	在宅勤務	会社ではなく自宅を就業場所として、出社したときと同様の仕事を行うこと。	29
	J Kビジネス	主としてJ K（女子高校生）等の児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、性的なサービスを強要するなど性暴力被害につながっている。	34
	ジェンダー	「性別」として社会的・文化的に形成された男女間の差異のこと。両性の単なる差異ではなく、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは別に、それぞれの社会や文化によって作り上げられた、不平等な社会関係を含む。	3
	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる法律。平成 17（2005）年度から平成 26（2014）年度末までの時限立法であったが、法改正により、令和 6（2024）年度末までに延長され、一般事業主行動計画の策定義務の延長、新たな認定制度「プラチナくるみん認定」が創設された。	31
	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）	平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成される。5 番目のゴールとして「ジェンダー平等の実現」が設定されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。	3
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成 27（2015）年制定。働くことを希望する女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられている。	2
	ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する行為等を反復して行うこと。	33
	性的指向・性自認	性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということ。性自認（性の自己認識）とは、自分の性別をどのように認識しているのか、ということで、「心の性」と言われることもある。「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感をもつ人もいる。	21
	性的自己決定	性（生殖と関係した性だけでなく、生殖を目的としない性も含む）に関わる事柄について自らの責任で選択し決定できること。	36
	性的少数者	性的指向が同性や両性であったり、性自認が身体的性別と一致していないなど、性のあり方が多数派に属さない人。	38
	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、さまざまな生活の場で起こり得るものである。職場においては、性的な言動に対する対応により労働者とその労働条件等について不利益を受けるものを「対価型セクシュアル・ハラスメント」、性的な言動により労働者の就業環境が害されるものを「環境型セクシュアル・ハラスメント」という。男女雇用機会均等法の改正により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策が強化され、令和 2（2020）年 6 月 1 日から施行されている。	29
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施する措置のこと。	28	
た行	ダイバーシティ	性別、年齢、国籍、セクシュアリティ、障害などにおける「多様性」のこと。	23

	用語	説明	初出頁
た行	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいう。	2
	男女共同参画社会基本法	平成 11 (1999) 年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画を規定している。	2
	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女性労働者の福祉の増進に関する法律」。昭和 60 (1985) 年制定。募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められている。平成 29 (2017) 年からは、上司・同僚からの職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置が義務付けられた。	29
	DV	ドメスティック・バイオレンス。夫婦・パートナーや恋人など親密な間柄において起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離のこと。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛を与えることも含まれる。	2
	デートDV	交際中の人々の間で起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離をさす。	34
	デートレイプドラッグ	睡眠薬を混ぜた飲み物を飲ませるなどして相手を抵抗できない状態にして性暴力行為に及ぶ際に用いられる薬のこと。	34
	テレワーク	I C T (情報通信技術) を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。	29
な行	二次的被害	犯罪等による直接の被害 (一次的被害) だけでなく、捜査機関、司法機関や医療機関の態度、マスコミの取材・報道、周囲の噂や好奇の目で見られることなどにより被害者が傷つけられること。	40
は行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成 13 (2001) 年制定。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。複数回の改正で、暴力の種類や対象の拡大等の DV の実態を反映した実効性の高い施策や措置が充実・強化されている。	2
	パブリック・コメント	行政の政策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画案等の趣旨、内容、その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する行政の考え方を公表し、市民の意見を政策に反映させる機会を確保させる手続きのこと。	28
	ハラスメント	「嫌がらせ」のこと。セクシュアル・ハラスメントのほかにもパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等がある。マタニティ・ハラスメントは、妊娠・出産・育児休業等を理由とした嫌がらせや不利益取扱いのこと。パタニティ・ハラスメントは、子育て中の父親への職場等での嫌がらせのことで、男性社員が育児休業や短時間勤務を取りにくくなるような言動や「育児は女性の役割」という考え方を押し付ける言動等が挙げられる。令和 2 (2020) 年 6 月に改正労働施策総合推進法 (パワハラ防止法) が施行され、職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務化された。	27
	P T S D	心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder) の略語。強い恐怖の体験が記憶に残って心の傷 (トラウマ) となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気。大規模な災害、犯罪被害のほか交通事故、DV、虐待等によっても生じる。	33
	フレックスタイム制	労使協定に基づき、労働者が各自の始業時刻と終業時刻を原則として自由に決められる制度。	29
	北京行動綱領	平成 7 (1995) 年第 4 回世界女性会議で採択された北京行動綱領は 12 の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記している。	3
ら行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	リプロダクティブ・ヘルスとは、性と生殖にかかわるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること。リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスを実現するために保障されなければならない、自己決定等の諸権利のこと。	36
	リベンジポルノ (私事性的画像被害)	離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板等に公開する行為。	34

第4次あいプラン

綾部市男女共同参画計画

令和3（2021）年3月

発行：綾部市

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

TEL 0773-42-3280 FAX 0773-42-3280

【お問合せ】綾部市男女共同参画センター（あいセンター）

〒623-0016 京都府綾部市西町一丁目49番地の1（I・Tビル5階）

TEL 0773-42-2030 FAX 0773-42-1801

E-mail jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp

